

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 5 年 10 月

鹿児島県人事委員会



人 委 第 9 9 号

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県議会議長 松里 保廣 殿

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

鹿児島県人事委員会委員長 富永 信一

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第 1	報 告	-----	1
第 1	職員の給与	-----	1
第 2	民間の給与	-----	2
第 3	職員の給与と民間の給与との比較	-----	3
第 4	生計費及び物価	-----	4
第 5	職員と国家公務員との給与比較	-----	4
第 6	人事院の報告及び勧告の概要	-----	4
第 7	職員の給与の改定	-----	5
第 8	人事管理・公務運営の改善	-----	6
第 9	むすび	-----	16
別紙第 2	勧 告	-----	17

参考資料

- 1 職員給与実態調査結果
- 2 職種別民間給与実態調査結果
- 3 生計費関係
- 4 労働経済関係
- 5 人事院の報告及び勧告の概要

報 告

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるため、職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所の従事者並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与その他の勤務条件や生計費などの諸事情について調査・検討を行ってきたが、その概要は次のとおりである。

第 1 職員の給与

令和 5 年 4 月における職員給与の支給状況等について、行政職，研究職，医療職（一），医療職（二），医療職（三），海事職，教育職（一），教育職（二），教育職（三）及び公安職の 10 の給料表の適用を受けている全職員を対象とした「職員給与実態調査」を行った。

調査結果の概要を、全職員と行政職給料表適用職員別に示すと、次表のとおりである。

区 分		全 職 員	行政職給料表 適 用 職 員
人 員		22,298 人	5,375 人
平 均 年 齢		43.0 歳	41.8 歳
平 均 経 験 年 数		20.9 年	20.2 年
学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	74.4 %	65.8 %
	短 大 卒	12.0 %	9.0 %
	高 校 卒	13.5 %	25.0 %
	中 学 卒	0.1 %	0.2 %
性 別 構 成 比	男	61.3 %	68.2 %
	女	38.7 %	31.8 %
平 均 扶 養 親 族 数		1.0 人	0.9 人
平 均 給 与	給 料	354,064 円	314,501 円
	扶 養 手 当	10,821 円	9,733 円
	住 居 手 当	8,199 円	7,190 円
	そ の 他	19,990 円	16,526 円
	合 計	393,074 円	347,950 円

(注) 1 この表において、本年度の新規学卒の採用者を含むが、再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）は含まない。

2 詳細は、参考資料第 1 表から第 13 表のとおりである。

第2 民間の給与

1 調査の概要

本委員会は、職員の給与と民間事業所の従事者の給与との比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間の617事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された121事業所を対象に、人事院と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施した。

これらの事業所において、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の3,356人について、本年4月分として個々の従事者に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、医療関係、教育関係等54職種の704人についても同様の調査を実施した。

また、給与改定の状況についても調査した。

2 調査の実施結果

(本年の給与改定の状況)

本年の民間事業所における給与改定の状況をみると、次表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は38.0% (昨年32.5%)、ベースアップを中止した事業所の割合は3.6% (同13.2%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0% (同0.0%) となっている。

また、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は93.4% (同84.1%) となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は18.9% (同17.5%)、減額となっている事業所の割合は7.7% (同2.3%) となっている。

その1 民間における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	38.0	3.6	0.0	58.4
課 長 級	30.8	9.5	0.0	59.7

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

その2 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 実 施	増 額	減 額	変化なし		
係 員	94.9	93.4	18.9	7.7	66.8	1.5	5.1
課 長 級	91.9	90.2	17.2	8.6	64.4	1.7	8.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第3 職員の給与と民間の給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、次表のとおり、職員の給与が民間の給与を3,621円（1.02%）下回っていた。

県内民間給与①	職員給与 ②	較 差 ①-② $\left(\frac{①-②}{②} \times 100 \right)$
357,635円	354,014円	3,621円 (1.02%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、次表のとおり、所定内給与月額額の4.48月分（昨年4.39月分）となっており、職員の期末手当・勤勉手当の現行の年間支給月数を上回っていた。

項 目	区 分	民間事業所の従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A1) 上半期 (A2)
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	674,753円 733,185円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1} \right)$	2.17月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2} \right)$	2.31月分
年間の支給割合		4.48月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは令和5年2月から令和5年7月までの期間をいう。

備 考 職員の期末手当・勤勉手当の現行の年間支給月数は、4.40月である。

第4 生計費及び物価

1 標準生計費

本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎に算定した本年4月における鹿児島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ108,400円、145,690円及び182,980円となっている。(参考資料第22表)

2 物価指数

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国では3.5%、鹿児島市では3.0%の増となっている。(参考資料第23表)

第5 職員と国家公務員との給与比較

令和4年地方公務員給与実態調査(総務省)によると、令和4年4月1日現在の本県行政職給料表適用職員のラスパイレス指数*は、国家公務員を100とした場合、96.3となっており、全国の都道府県の中では低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況 (令和4年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	1
100以上102未満	19
98以上100未満	23
98未満	4

鹿児島県	96.3
------	------

都道府県平均指数	99.8
----------	------

※ 全地方公共団体を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数

第6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告を行ったが、その概要は参考資料59ページ～63ページのとおりである。

第7 職員の給与の改定

1 改定の基本方針

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の規定に基づき、民間事業所の従事者の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告の内容、国家公務員の給与水準、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与を2のように取り扱う必要があると判断した。

2 改定すべき事項等

(1) 給料表

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定するだけでは民間給与との較差が解消されないことから、昨年と同様、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率を乗じた給料表に改定する必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数(4.40月)が民間の年間の支給割合(4.48月分)を下回っていることから、支給月数を0.05月ごとの区切りにより定める従来からの考え方に基づき、職員の年間支給月数を0.10月引き上げ、4.50月に改定する必要がある。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、来年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分する必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても同様に改定する必要がある。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

(4) その他の課題

職員の給与制度のあり方については、今後とも制度本来の趣旨や社会情勢の変化、国や他の都道府県の動向等を踏まえ、適宜・適切に見直しを行う必要がある。

第8 人事管理・公務運営の改善

1 人材の確保及び育成

(1) 優秀かつ多様な人材の確保

国においては、公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等における多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致することが不可欠であるとし、これを実現するためには、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要があるとしている。

採用手法の具体的取組では、実務の中核を担う人材の積極的誘致として、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を新たに創設するなど、経験者採用試験の間口の拡大に向けた検討を進めることとしている。さらに、採用試験の実施方法の見直しとしては、受験しやすい試験実施方法を実現するという観点から、オンライン方式を活用した採用試験について、実施に向けた課題等を整理しつつ検討を行うこととしている。

本県においては、職員の採用を取り巻く諸情勢の変化を踏まえて、これまでも民間企業等の職務経験者を対象とした採用試験を実施しているほか、民間志向の新規学卒者等を対象とした採用試験については、より多様な人材を確保するため、今年度から受験可能年齢を引き上げるとともに、技術職の試験区分「土木」を新設したところである。

また、これまでも高度の専門性を備えた民間人材の活用等の観点から専門的知識・経験等を有する者を任期付職員として採用しているところである。

なお、国から県に対し、引き続き要請があった就職氷河期世代を対象とした中途採用試験についても実施しているところである。

受験者確保に向けては、これまでも職場見学や若手職員との意見交換を行うガイダンス、キャリア実習（旧称：インターンシップ）などを実施してきており、特に、受験者確保が難しくなっている技術職については、オンラインによる現場説明会や個別相談「鹿技ナビ」を実施し、学生等との双方向によるコミュニケーションを深め、仕事内容や県職員としての成長と活躍をイメージしてもらうなど志望意欲の喚起に取り組んでいる。このほか、若手職員が技術系公務員の魅力をPRする動画やパンフレットを制作し、情報発信に努めているところである。

さらに、今年度からは、学生等が県職員を志望するに当たっての様々な疑問や不安などを若手職員と自由に話ができるグループトークスタイルの説明会「フリートークカフェ」を実施するとともに、就職活動中の学生等に限らず、

就職活動前の大学1～2年生や保護者など幅広い層を対象とした新たな説明会も実施することとしている。

採用環境の変化に応じた柔軟な採用試験についても、引き続き、国や他の都道府県の動向等も踏まえながら検討する必要がある。

このような取組とともに、今後、若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力の向上に資する取組を充実するなど、職員一人ひとりの成長を支援する環境をつくることにより、公務職場の魅力を高める必要がある。

併せて、職員が働きやすい環境の整備に向けた取組を積極的に進めながら、これらの取組や求める人材像、公務の魅力、勤務環境等について広く具体的に発信することなどにより、人材確保活動に積極的に取り組む必要がある。

(2) 人材の育成

国においては、職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要であるとし、そのためには、職員個々のキャリアの明確化や幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠であり、更には、職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要であるとしている。

その実現のために、20～30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力の向上に資する取組の充実、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化するなどの具体的な取組を行っていくこととしている。また、民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修を拡充することとしている。

本県においては、これまでも、職場の日常業務を通じた研修や職員の階層等に応じた研修、職員の選択による職務能力開発研修、民間企業等への派遣や市町村等との人事交流を通じ人材の育成に取り組んでいるところである。

令和4年度からは、従来の職員研修に加え、管理職員のマネジメント能力や若手職員の政策形成能力の向上に資する研修、自己啓発意欲の向上のためのセミナーなどを実施してきているほか、本年度からは、職員がより一層やりがいと意欲を持って、その力を最大限発揮できるよう、自己認識力や自己管理能力のスキル向上を目指すマインドフルネスの実践研修を実施しているところである。

今後とも、職員の意欲と資質の更なる向上を図る観点から、職員の採用ルートやニーズに応じた研修の充実や人事交流等の推進により、高度化・多様化・複雑化する行政需要に対応できる人材の育成に、計画的かつ積極的に取り組む必要がある。

さらに、このような取組は、効率的な組織運営にもつながることが期待される。

(3) 女性の登用の拡大

国においては、係長級、課長補佐級といった各役職段階における女性職員の割合は、いずれの役職段階においても着実に増加しているものの、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」に定める成果目標を下回っている。

本県においては、課長級以上の女性職員の割合は年々高まっているが、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「特定事業主行動計画」において令和7年度までの目標値16パーセントを掲げ、取組を進めており、令和5年4月1日現在で過去最高の12.3パーセントとなっている。

これまで女性職員のキャリア形成支援や登用の拡大等に努めてきているが、「特定事業主行動計画」等を踏まえ、女性活躍の観点から、女性の採用・登用の拡大やワーク・ライフ・バランスの推進に引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。

(4) 障害者雇用に関する取組

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の理念等を踏まえ、受験資格要件の緩和等の見直しを行い、障害者を対象とする職員採用選考試験を実施しているほか、会計年度任用職員に積極的に任用するなど着実に取組が進んでいるものの、一部の機関において法定雇用率が達成されていない状況である。

各機関においては、引き続き、障害のある職員が働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、今後も法定雇用率の段階的な引上げが予定されていることから、新たな法定雇用率の達成を目指す必要がある。

2 能力及び実績に基づく人事管理

国においては、個々の職員の能力を十分に引き出し、組織として最大限のパフォーマンスを発揮するためには、人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映することが重要であるとし、令和3年9月に人事評価制度の見直しが行われ、昨年10月からは、職員の能力・実績をよりきめ細かく的確に把握するための評語の細分化などが施行され、その評価結果に基づく給与への反映が実施されている。また、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握し、その結果を任用・給与等へ適切に反映することを通じて、高い能力・実績のある人材の登用やメリハリのあがる給与処遇が行われることが肝要であるとし、給与制度においても組織パフォ

パフォーマンスを向上させるために役割や活躍に応じた処遇を一層推進することとしている。

本県においては、能力及び実績に基づく新たな人事評価制度が平成28年度から各任命権者において実施され、評価者と職員との面談が行われており、全ての職員について、評価結果の成績上位区分の給与への反映が、勤勉手当については令和元年12月期から、昇給については令和3年1月期から実施されているところである。

今後とも、評価の公正性や納得性の確保及び人材育成の観点から、国の人事評価制度の見直しを踏まえた必要な見直しを検討するとともに、評価者研修の充実や適切な評価結果のフィードバックの実施等に努める必要がある。

併せて、評価結果の人事管理への更なる活用については、国における組織パフォーマンス向上のための見直しの状況や、本県における人事評価制度の運用状況及び評価結果の昇給など給与への反映状況等を踏まえ、検討を進める必要がある。

3 良好な勤務環境の整備

質の高い行政サービスを提供し続けるためには、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進、仕事と生活の両立支援など、職員一人ひとりがやりがいを持って職務を遂行し、その能力を最大限に発揮できる良好な職場環境の整備がより一層重要であり、このことは公務職場の魅力向上や優秀で多様な人材の確保にも資するものである。

(1) 長時間労働の是正

ア 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの実現等の観点から積極的に取り組むべき重要な課題であり、各任命権者においてはこれまでも様々な取組を進めてきたところである。

超過勤務については、原則として月45時間の範囲内（限度時間）、臨時的に限度時間を超える場合であっても月100時間未満等（上限時間等）とされているが、公務の運営上真にやむを得ない場合は、限度時間又は上限時間等を適用しないこととされているところである。

昨年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応や立て続けに発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫業務などを主な要因として、上限時間等を超えた職員が更に増加した。特に高病原性鳥インフルエンザの防疫業務に当たっては、部局を超えて全庁体制で対応したところであるが、中には相当回数の防疫作業に従事した職員も生じた。

知事部局においては、このような一定期間に複数の臨時的業務が発生した

場合については、機動的な職員配置に加え業務委託等により対応したところである。

各任命権者においては、引き続き、業務執行態勢等の適時・適切な見直しや業務の効率化・合理化による業務量の実質的な削減など、超過勤務等の縮減のための取組を一層推進するとともに、特に、限度時間又は上限時間等を超えて超過勤務を命じた場合には、その超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を確実にを行い、重点的に縮減方策を講じる必要がある。

また、管理監督職員においては、勤務時間管理におけるその役割を十分認識し、パソコンの使用時間の確認等を確実にを行い、事前命令・事後確認の徹底を図ることにより、より一層適正な勤務時間管理に取り組む必要がある。

本委員会においては、一部の所属を直接訪問して職員のログ情報など客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理等について指導を行っているが、今後更に、勤務時間の管理等に関する調査・指導を充実することとしている。

超過勤務を命じる必要がある場合は、必要最小限のものとし、職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、職務遂行能力や勤務実態とあわせて、面談や日頃のコミュニケーション等を通じた個々の職員の置かれている事情の把握に努め、必要な業務指導や業務支援、業務配分の見直しなどの業務管理を適切に行うことが求められる。

さらに、職員一人ひとりにおいても、時間やコストに関する意識を高め、職務遂行能力の向上を図りながら、常に計画的・効率的な業務の遂行に努めることが重要である。

イ 学校における働き方改革

本年4月に文部科学省が公表した令和4年度教員勤務実態調査の速報値によると、教育職員の時間外在校等時間の状況は、一定程度改善したことが明らかとなった一方で、依然として、長時間勤務の教育職員が多いという勤務実態も明らかとなった。

本県においても、令和4年度上半期の学校職員の勤務実態等調査において、1か月あたりの時間外在校等時間が月45時間以内であった教育職員の割合は、令和2年度及び令和3年度の同時期と比較すると改善が見られたところであるが、中には月80時間以上の職員もいることから、更なる業務改善を進める必要があるとしている。

また、令和3年度までの3年間にわたる「業務改善アクションプラン」において、部活動休養日の設定、統合型校務支援システムの導入、定時退校日やリフレッシュウィークの設定等の取組を行った結果、これらは、同プラン

の最終フォローアップ調査で特に効果があるとされたところであり、引き続き効果的な取組を実施する必要がある。

教育職員の業務量の管理については、令和2年4月から、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が、原則として、月45時間の範囲内、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合であっても月100時間未満等とするよう条例及びサービスを監督する教育委員会の規則等により定められている。

任命権者においては、引き続き、教育職員の処遇改善等に関する中央教育審議会の検討状況など国の動向等を注視するとともに、市町村教育委員会と連携しながら、条例等に基づき、適正な勤務時間の管理、ストレスチェック及び産業医等による面接指導の実施、年次有給休暇等の取得促進など実効性のある取組を通じて、働き方改革の実現に向けた各種施策を着実に推進する必要がある。

また、管理監督職員においては、各職員の勤務状況の適正な把握に努めるとともに、各学校の実情に応じた業務改善の取組をより一層進めていく必要がある。

(2) 柔軟な働き方の推進等

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、各任命権者においては、時差出勤や在宅勤務など、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、多様で柔軟な働き方の推進に取り組まれているところであり、今後とも、職員の仕事と生活の両立を図るため、制度を活用しやすい職場環境の醸成に努める必要がある。

国においては、本年3月に取りまとめられた「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」における最終報告の提言内容を基本とし、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することができる措置を一般の職員にも拡大するため、職員の勤務時間の改定に関する勧告が行われたところである。

また、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員の光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当の新設などに関する勧告が行われたほか、夏季休暇の使用可能期間の拡大など休暇制度の見直しに係る人事院規則の改正も行うこととされたところである。

本県においては、フレックスタイム制は導入されていないが、国及び他の都道府県の動向や本県の実情等を踏まえながら、その導入等について検討を進める必要がある。また、在宅勤務等手当の新設や休暇制度の見直し等については、

国における検討状況や他の都道府県の動向を注視しながら、本県の実情等も踏まえ、適切に対応する必要がある。

また、知事部局においては、本年度、働きやすい職場環境づくりの一環として、本庁執務室の一部に個人の固定席を設けないフリーアドレス等の検証オフィスを試験的に導入し、組織内のコミュニケーション活性化や業務効率化などの効果を検証する取組を実施しているところである。このような取組により、課題解決に向けた議論や新たな発想による施策の検討などが一層活発になることが期待される。

これらの柔軟な働き方の推進等は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、長時間労働の是正や休暇の取得促進とあわせて、働き方改革における重要な取組の一つとされていることから、各任命権者においては、現在の取組を引き続き実施するとともに、国や他の都道府県の取組も参考にしながら、職員が働きやすい環境整備に向けた取組をより積極的に推進していくことが重要である。

(3) 仕事と生活の両立支援等

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が続く我が国において、育児や介護など時間等の制約の有無にかかわらず、あらゆる職員が個性や能力を存分に発揮できる社会を実現することは一層重要な課題となっている。

本県においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」等を踏まえ、年次有給休暇や男性の育児休業の取得促進等に関する取組を推進している。

特に、男性の育児休業取得については、本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、国・地方の公務員に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、先行的に前倒しを進め、令和7年までに1週間以上の取得率を85パーセント、令和12年までに2週間以上の取得率を85パーセントに引き上げることとされたところである。男性の家事・育児関連時間を増やすことにより、男性育休が当たり前になる社会を実現させることは、組織にとっても、多様な人材を生かすマネジメント力の向上や子育てに理解のある職場風土の形成等の観点から大変重要である。

本県においては、各任命権者とも、前述の計画等で数値目標を掲げており、知事部局においては、令和4年度の取得率が44.2パーセントとなり令和6年度までの目標値30パーセントを達成したことから、本年4月に目標値を50パーセントに引き上げたところである。各任命権者においては、引き続き、目標の達成に向けて、より一層の取組の充実が求められる。

また、年次有給休暇の取得についても同計画等に掲げた目標達成に向けて、

引き続き積極的に取り組む必要がある。

なお、職員住宅については、鹿児島県公共施設等総合管理計画に基づき、離島など地域の特殊性を踏まえた上で、真に必要な場合の取組として、民間住宅一括借上方式による整備が行われているところであり、引き続き、同計画に沿った取組に努める必要がある。

各任命権者においては、今後とも、両立支援制度について、より一層活用できるよう、更なる周知や利用しやすい雰囲気醸成等に積極的に取り組む必要がある。

(4) 健康管理

職員の心身両面における健康の保持・増進は、健康管理という面はもとより、公務能率の向上という観点からも重要な課題であり、各任命権者においては、健康相談や産業医による面接指導など、長時間労働による健康障害防止を含め健康管理の取組を充実させるとともに、心の健康づくりにおいても、各種研修等の実施や相談体制の充実などに取り組んできたところである。

しかしながら、直近10年をみると、休職者数は漸増傾向にあり、うち精神疾患を原因とする者の割合は高い水準で推移している。さらに、近年、精神疾患を原因とする者のうち、若手職員の占める割合が増加傾向にある。

各任命権者においては、ストレスチェック制度の周知等に取り組むとともに、引き続き、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努める必要がある。その際、それぞれの過程における取組が円滑に推進されるためには、管理監督職員においては、メンタルヘルス対策において果たすべき役割の重要性を理解し、日頃のコミュニケーション等を通して、メンタルヘルス不調者への気付きや、周りに相談しやすい職場環境づくりに努めるとともに、ストレスチェックの結果を職場環境の改善に積極的に活用するなどの取組を進めていく必要がある。

職員一人ひとりにおいても、正しい知識と理解を深め、セルフケアに取り組むことが重要である。

長時間労働による健康障害防止のための医師による面接指導については、引き続き、職員への周知を徹底し、制度の適正な運用を図る必要がある。

特に、若手職員や危機事象への対応をする職員の心身の負担が過度となることがないように、相談体制や職員向け研修の充実・強化、医師による面接指導等を通じて、職員の更なる健康管理の充実に努める必要がある。

国においては、勤務間のインターバル確保の取組を早期に推進するため、人事院規則に新たな努力義務の規定を設け、令和6年4月の施行を目指すことと

している。

勤務間のインターバルにより、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、職員の健康維持とともに、仕事と生活の調和のためにも重要である。

各任命権者においては、国や他の都道府県の状況も踏まえ、時差出勤など現行制度の積極的な活用やフレックスタイム制の導入を含めた様々な手法による勤務間のインターバル確保が図られるよう検討を行う必要がある。

(5) ハラスメントの防止

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等の職員の人格や尊厳を侵害する行為は、組織の正常な業務運営の障害となり得るだけでなく、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心身に支障を及ぼす要因にもなり得るものであり、その防止は重要な課題である。

各任命権者においては、関係法令等を踏まえ、職場におけるパワー・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを防止するために、規程等に基づく相談窓口の設置・周知、職位に応じた研修等を通じた意識啓発などに取り組まれているところである。

また、本年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）」が公布・施行されたところであり、同法の趣旨等を踏まえながら、公務職場においても、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に取り組んでいくことが求められている。

あらゆるハラスメントは絶対に許されないものであり、引き続き、各任命権者においては、他の都道府県の取組状況等も踏まえ、外部人材の活用などを含め相談しやすい体制づくり、管理監督職員をはじめ職員に対するハラスメント発生防止等の取組についての周知・啓発など、関係法令等に基づき、事業主として雇用管理上必要な措置を講じることにより、職員一人ひとりがこうした行為を見過ごさずに向き合うことができ、職員が安心して相談できる職場環境の確保に努める必要がある。

(6) 会計年度任用職員制度の運用

会計年度任用職員については、本年5月に地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布され、これに伴う国の通知において、令和6年度から、パートタイムの会計年度任用職員及びフルタイムの会計年度任用職員について、対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給すべきものとされたところである。

本県においても、改正法の趣旨や同通知の内容、他の都道府県の動向等を踏

まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に向けた検討を進める必要がある。

会計年度任用職員制度については、地方公務員法等の趣旨及び他の都道府県や国の非常勤職員の動向等を踏まえながら、引き続き、適切に対応する必要がある。

4 公務員倫理の保持

県民本位の県政を推進していくためには、職員一人ひとりが、公務の内外を問わず、全体の奉仕者としての高い倫理観と誇りを持って行動し、県民の期待と信頼に応えていく必要があるが、依然として職員による不祥事が複数発生し、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させる事態が生じていることは、誠に遺憾である。

各任命権者においては、これまでも、通知や研修を通じて、服務規律の厳正確保、法令等の遵守及び綱紀の保持に努めるよう周知徹底を図ってきたところであるが、改めて、不祥事の根絶に向けて、あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚に向けた取組をより一層徹底していく必要がある。

5 段階的な定年引上げへの対応

定年の段階的な引上げについては、昨年度、関係条例等が整備され、今年度から施行された。また、定年引上げ等を契機として、高齢層職員に多様な働き方の選択肢を提供する観点から、高齢者部分休業制度が今年度から導入されたところである。

定年引上げに伴う、いわゆる役職定年制や給料月額7割措置などについては、来年度から運用が始まることとされており、高齢層職員がさらにその能力を発揮し経験を活かすために、これらの制度を円滑かつ適切に運用する必要がある。

また、人事院においては、定年前再任用短時間勤務職員等の給与や65歳定年の完成を視野に入れた60歳前・60歳超の各職員層の給与水準の在り方について、引き続き検討を行っていくとしており、その検討状況を注視する必要がある。

6 給与制度のアップデート

人事院においては、給与制度のアップデートについて、「①人材の確保への対応」として採用時給与水準の改善や役割・活躍に応じた給与上昇の拡大、「②組織パフォーマンスの向上」として役割や活躍に応じた処遇及び円滑な人事配置等への対応、「③働き方やライフスタイルの多様化への対応」として手当の見直しなどの事項を骨格案として示し、令和6年に向けて措置を講じられるよう、関係者と意見交換を行いつつ、一体的に検討作業を進めることとしている。

これらの取組は、地方公務員の給与制度にも影響を及ぼすことから、引き続き、国や他の都道府県の動向を注視する必要がある。

第9 む す び

行政需要が今後ますます高度化・多様化・複雑化することが予想される中、県においては、令和4年3月に行財政運営指針を策定し、社会経済情勢の変化等に対応できる持続可能な組織体制づくりや持続可能な財政構造の構築を図るための歳入・歳出の両面における取組が進められている。

特に、持続可能な組織体制づくりに向けては、職員一人ひとりが自らの資質向上を図りながら、意欲を持って働ける環境整備が極めて重要であるとの認識の下、人材の確保や育成、働きやすい環境の整備などを重点的に推進することとしており、今年度、「鹿児島県人財育成ビジョン」の策定に向けた検討が進められているところである。

職員には、引き続き、全体の奉仕者として高い使命感と倫理観を持ち、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。

このような中、職員は、県民の期待と信頼に応えるべく、行政サービスを安定的に提供し、県民の安心・安全を確保するため、日々業務に精励している。

本委員会は、地方公務員法に定める情勢適応の原則を踏まえ、民間並びに国及び他の都道府県との均衡を図ることを基本として、毎年、報告及び勧告を行っているところである。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、報告・勧告制度が果たしている意義や役割に深い理解を示され、この報告に十分留意されるとともに、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請するものである。

勸告

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）等を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイについては令和5年12月1日から、1の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,600	208,600	241,600	272,400	296,200	324,000	366,500	411,400	461,200
	2	163,700	210,300	243,100	274,000	298,300	326,200	369,100	413,900	464,300
	3	164,900	212,000	244,500	275,500	300,300	328,400	371,500	416,400	467,300
	4	166,000	213,500	245,900	277,100	302,200	330,400	373,900	418,800	470,300
	5	167,100	215,000	247,100	278,600	304,000	332,400	375,800	420,700	473,300
	6	168,200	216,800	248,700	280,300	305,900	334,400	378,400	422,800	476,300
	7	169,300	218,500	250,200	282,100	307,500	336,300	380,700	424,900	479,300
	8	170,400	220,200	251,600	283,900	309,100	338,200	383,200	427,100	482,400
	9	171,400	221,700	252,700	285,600	310,700	340,100	385,600	429,000	485,200
	10	172,800	223,200	254,100	287,500	312,900	342,200	388,200	431,100	488,300
	11	174,100	224,700	255,600	289,300	315,100	344,200	390,800	433,200	491,300
	12	175,400	226,200	256,900	291,100	317,100	346,200	393,400	435,100	494,400
	13	176,600	227,400	258,200	292,900	319,100	348,000	395,700	436,800	497,100
	14	178,100	228,800	259,400	294,500	321,100	350,000	398,000	438,600	499,400
	15	179,600	230,200	260,600	295,900	323,000	351,900	400,200	440,500	501,700
	16	181,200	231,600	261,800	297,300	324,900	353,800	402,500	442,400	504,000
	17	182,300	233,100	263,000	298,800	326,800	355,500	404,300	444,200	506,000
	18	183,700	234,700	264,300	300,800	328,800	357,500	406,200	446,000	507,400
	19	185,100	236,200	265,600	302,800	330,700	359,300	408,100	447,900	508,900
	20	186,500	237,600	266,900	304,700	332,600	361,200	409,900	449,600	510,300
	21	187,800	238,800	268,300	306,400	334,300	363,100	411,700	451,400	511,500
	22	190,100	240,400	269,900	308,300	336,300	365,000	413,600	452,900	512,900
	23	192,300	241,900	271,500	310,200	338,300	366,900	415,400	454,300	514,400
	24	194,500	243,300	273,000	312,000	340,300	368,800	417,200	455,800	515,900
	25	196,700	244,300	274,600	313,700	341,700	370,700	418,800	457,200	517,000
	26	198,500	245,800	276,300	315,700	343,600	372,600	420,300	458,500	518,100
	27	200,000	247,100	277,900	317,700	345,500	374,500	421,800	459,800	519,400
	28	201,500	248,300	279,500	319,600	347,400	376,500	423,300	461,000	520,600
	29	203,000	249,400	281,100	321,300	349,000	378,000	424,800	462,000	521,600
	30	204,400	250,400	282,600	323,300	350,900	379,800	426,100	462,700	522,500
	31	205,800	251,300	284,100	325,300	352,700	381,600	427,400	463,500	523,400
	32	207,200	252,200	285,600	327,300	354,500	383,200	428,600	464,200	524,300
	33	208,600	253,100	286,700	328,500	356,300	384,900	429,800	464,900	525,100
	34	209,900	254,000	288,300	330,500	358,100	386,300	431,100	465,700	526,000
	35	211,200	254,800	289,800	332,400	359,800	387,700	432,400	466,400	526,700
	36	212,500	255,600	291,300	334,400	361,500	389,100	433,600	467,000	527,200
	37	213,800	256,300	292,700	336,300	362,900	390,500	434,800	467,500	527,900
	38	215,000	257,400	294,300	338,200	364,200	391,700	435,600	468,100	528,500
	39	216,200	258,600	295,900	340,100	365,500	392,900	436,400	468,700	529,300
	40	217,300	259,700	297,500	342,100	366,900	393,900	437,200	469,300	529,900

	41	218,400	260,900	299,000	343,900	368,000	395,000	437,800	469,800	530,400
	42	219,500	262,100	300,600	345,800	368,900	396,200	438,500	470,300	
	43	220,500	263,200	302,100	347,600	369,900	397,300	439,200	470,700	
	44	221,500	264,300	303,600	349,400	371,000	398,400	439,900	471,000	
	45	222,400	265,400	305,300	350,900	371,800	399,100	440,700	471,300	
	46	223,300	266,500	306,900	352,300	372,700	399,800	441,500		
	47	224,200	267,600	308,500	353,700	373,600	400,500	441,900		
	48	225,100	268,700	310,000	355,200	374,400	401,200	442,600		
	49	226,000	269,700	310,900	356,700	375,200	401,800	443,100		
	50	226,900	270,700	312,400	357,500	376,100	402,400	443,500		
	51	227,800	271,700	313,900	358,500	376,900	402,900	443,900		
	52	228,700	272,600	315,500	359,500	377,600	403,300	444,300		
	53	229,500	273,500	317,100	360,400	378,300	403,700	444,700		
	54	230,400	274,400	318,700	361,500	379,000	404,000	445,100		
	55	231,300	275,300	320,200	362,400	379,700	404,300	445,500		
	56	232,100	276,200	321,700	363,400	380,400	404,600	445,800		
	57	232,400	277,100	323,100	364,300	380,900	404,900	446,100		
	58	233,300	278,000	324,300	365,000	381,500	405,200	446,500		
	59	234,000	278,900	325,400	365,700	382,100	405,500	446,800		
	60	234,600	279,800	326,500	366,300	382,800	405,800	447,100		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	235,200	280,800	327,200	366,700	383,200	406,100	447,400		
	62	235,900	281,800	328,100	367,300	383,900	406,400			
	63	236,500	282,700	328,900	368,000	384,500	406,700			
	64	237,000	283,600	329,700	368,700	385,100	407,000			
	65	237,500	284,100	330,500	369,000	385,500	407,300			
	66	238,000	284,800	330,900	369,700	386,100	407,600			
	67	238,500	285,500	331,500	370,400	386,700	407,900			
	68	239,100	286,400	332,200	371,000	387,300	408,200			
	69	239,600	287,400	333,000	371,300	387,700	408,400			
	70	240,100	288,200	333,700	371,900	388,200	408,700			
	71	240,600	289,000	334,400	372,600	388,700	409,000			
	72	241,100	289,800	335,000	373,200	389,300	409,200			
	73	241,600	290,500	335,500	373,500	389,600	409,400			
	74	242,100	291,000	336,100	374,100	390,000	409,700			
	75	242,500	291,400	336,600	374,800	390,400	410,000			
	76	243,000	291,800	337,200	375,400	390,800	410,200			
77	243,500	292,000	337,500	375,800	391,100	410,400				
78	244,000	292,300	338,000	376,400	391,400	410,700				
79	244,500	292,500	338,400	377,000	391,700	411,000				
80	245,000	292,800	338,800	377,500	391,900	411,200				
81	245,400	293,000	339,200	378,000	392,100	411,400				
82	245,900	293,200	339,700	378,600	392,400	411,700				
83	246,300	293,500	340,300	379,100	392,700	412,100				
84	246,700	293,700	340,800	379,400	392,900	412,300				
85	247,100	294,000	341,100	379,800	393,100	412,500				
86	247,500	294,300	341,500	380,300	393,400					
87	247,900	294,600	342,000	380,700	393,700					
88	248,300	294,900	342,400	381,100	393,900					
89	248,700	295,200	342,700	381,500	394,100					
90	249,200	295,600	343,100	382,000	394,400					
91	249,500	295,900	343,600	382,400	394,700					
92	249,800	296,300	344,000	382,800	394,900					
93	250,100	296,500	344,200	383,100	395,100					
94		296,700	344,600							
95		297,000	345,100							
96		297,400	345,500							

	97		297,600	345,700						
	98		297,900	346,100						
	99		298,300	346,500						
	100		298,700	346,800						
	101		298,900	347,100						
	102		299,200	347,500						
	103		299,600	347,900						
	104		299,900	348,300						
	105		300,100	348,800						
	106		300,400	349,200						
	107		300,800	349,600						
	108		301,100	350,000						
	109		301,300	350,500						
	110		301,700	350,900						
	111		302,100	351,200						
	112		302,400	351,500						
	113		302,600	352,000						
	114		302,800							
	115		303,100							
	116		303,500							
	117		303,700							
	118		303,900							
	119		304,200							
	120		304,600							
	121		305,000							
	122		305,200							
	123		305,500							
	124		305,800							
	125		306,100							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		189,200	216,800	256,900	276,400	291,500	317,100	359,000	392,300	443,600

- 備考1 この表は、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「県職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- 2 この表は、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。
- 3 この表は、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,000	210,700	292,400	339,800	392,600
	2	164,100	213,800	294,800	342,000	395,400
	3	165,300	216,500	297,100	343,900	398,000
	4	166,400	219,000	299,400	345,600	400,700
	5	167,500	221,500	301,500	347,300	402,800
	6	168,800	223,200	303,400	348,800	405,500
	7	170,100	224,900	305,300	350,200	408,200
	8	171,400	226,800	307,000	351,400	410,900
	9	172,400	228,700	308,700	352,900	413,500
	10	174,100	230,900	311,000	354,800	416,100
	11	175,700	233,400	313,200	356,800	418,800
	12	177,400	235,400	315,600	358,500	421,400
	13	178,800	237,400	317,400	360,300	424,000
	14	180,700	239,800	319,700	362,100	426,700
	15	182,600	242,300	322,100	363,700	429,500
	16	184,600	244,600	324,400	365,200	432,200
	17	186,300	246,800	326,600	366,700	434,700
	18	188,400	249,200	328,800	368,600	437,200
	19	190,600	251,800	330,700	370,300	439,700
	20	192,600	254,300	332,600	372,200	442,100
	21	194,600	256,700	334,600	373,700	444,500
	22	196,600	259,000	336,000	375,600	447,100
	23	198,700	261,200	337,200	377,400	449,800
	24	200,500	263,400	338,600	379,100	452,100
	25	202,300	265,700	340,300	380,500	454,300
	26	204,500	268,000	342,000	382,200	456,600
	27	206,600	270,300	343,800	384,100	459,100
	28	208,700	272,400	345,400	386,000	461,500
	29	210,800	274,700	347,000	387,700	464,000
	30	211,900	276,800	348,600	389,500	466,500
	31	213,200	278,700	350,000	391,400	469,000
	32	214,500	280,500	351,300	393,200	471,400
	33	216,200	282,200	352,500	394,700	473,700
	34	217,900	284,200	353,900	396,500	476,100
	35	219,700	286,200	355,200	398,100	478,500
	36	221,300	288,000	356,500	399,800	481,000
	37	222,800	289,700	357,700	401,000	483,400
	38	224,700	290,800	358,900	402,400	486,000
	39	226,600	291,900	360,100	403,800	488,400
	40	228,300	293,000	361,300	405,200	490,900

	41	230,000	294,000	362,000	406,500	493,200
	42	231,600	294,700	363,100	407,800	495,400
	43	233,400	295,200	364,300	409,300	497,600
	44	234,900	295,700	365,400	410,800	499,800
	45	236,400	296,200	366,500	412,100	501,400
	46	237,900	297,100	367,700	413,300	502,900
	47	239,400	298,100	368,900	414,900	504,500
	48	240,800	299,000	370,000	416,400	506,000
	49	242,200	300,000	371,000	417,700	507,700
	50	243,900	301,000	372,300	419,100	509,100
	51	245,500	301,900	373,600	420,500	510,500
	52	246,900	302,800	374,800	421,900	512,000
	53	248,100	303,800	375,500	423,300	513,100
	54	249,700	304,800	376,600	424,700	514,300
	55	251,300	305,600	377,500	426,100	515,500
	56	252,700	306,400	378,300	427,500	516,700
	57	253,900	306,800	379,000	428,600	517,600
	58	255,100	307,500	379,700	429,900	518,600
	59	256,000	308,400	380,400	431,300	519,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	60	256,900	309,100	381,100	432,600	520,700
	61	257,800	309,800	381,700	433,400	521,800
	62	258,600	310,800	382,400	434,300	522,700
	63	259,400	311,700	383,200	435,300	523,400
	64	260,200	312,600	384,000	436,200	524,100
	65	261,000	313,400	384,600	437,100	524,900
	66	261,800	314,300	385,400	437,900	525,700
	67	262,500	315,200	386,100	438,500	526,500
	68	263,100	316,100	386,800	439,300	527,300
	69	263,700	317,000	387,400	439,700	528,000
	70	264,700	318,000	388,100	440,300	528,800
	71	265,900	319,000	388,800	440,800	529,600
	72	266,900	320,000	389,500	441,300	530,400
	73	268,100	320,500	390,200	441,800	531,100
	74	269,400	321,500	390,800		
	75	270,400	322,600	391,400		
	76	271,400	323,600	392,100		
	77	272,400	324,700	392,800		
	78	273,400	325,700	393,400		
	79	274,400	326,600	394,000		
	80	275,300	327,500	394,600		
	81	276,300	328,400	395,200		
	82	277,400	329,200	395,800		
	83	278,500	329,900	396,400		
	84	279,400	330,500	397,000		
	85	280,300	331,000	397,500		
	86	281,200	331,500	398,000		
	87	282,100	332,000	398,500		
	88	282,800	332,400	399,200		
	89	283,600	332,700	399,600		
	90	284,700	333,200			
	91	285,700	333,700			
	92	286,700	334,100			
	93	287,600	334,400			
	94	288,500	334,800			
	95	289,500	335,200			
	96	290,400	335,600			

97	290,700	336,100			
98	291,600	336,600			
99	292,300	337,100			
100	293,200	337,600			
101	294,100	338,100			
102	294,700	338,600			
103	295,400	339,100			
104	296,100	339,600			
105	296,600	340,000			
106	297,100	340,500			
107	297,600	341,000			
108	298,000	341,400			
109	298,200	341,900			
110	298,600	342,300			
111	298,900	342,800			
112	299,100	343,200			
113	299,400	343,700			
114	299,700	344,100			
115	300,000	344,600			
116	300,300	345,000			
117	300,600	345,500			
118	300,900	345,900			
119	301,100	346,300			
120	301,400	346,700			
121	301,700	347,100			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	219,100	260,400	285,300	327,900	386,800

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、試験場、研究所等で知事の指定するものに勤務する職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、刑事部科学捜査研究所に勤務する職員で公安委員会が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	265,400	347,600	408,000	476,000
	2	267,900	350,600	410,700	478,300
	3	270,400	353,400	413,300	480,500
	4	272,800	356,300	415,900	482,800
	5	274,900	358,800	418,300	485,100
	6	278,400	361,800	420,300	487,200
	7	281,900	364,800	422,100	489,400
	8	285,300	367,600	424,000	491,400
	9	288,900	369,700	425,800	493,300
	10	292,400	372,200	428,500	495,400
	11	296,000	374,900	431,000	497,500
	12	299,500	377,500	433,400	499,600
	13	303,000	380,200	435,600	501,700
	14	307,000	383,600	438,100	503,600
	15	310,900	386,600	440,100	505,700
	16	314,500	389,900	442,200	507,800
	17	318,100	392,900	444,200	509,700
	18	321,600	395,500	446,400	511,700
	19	325,100	397,900	448,700	513,700
	20	328,600	400,400	450,800	515,500
	21	332,200	403,000	452,200	517,300
	22	335,900	405,000	454,600	519,100
	23	339,300	406,600	456,900	521,000
	24	342,700	408,200	459,100	522,800
	25	346,000	409,900	461,100	524,400
	26	348,500	412,200	463,400	526,200
	27	351,000	414,300	465,600	528,000
	28	353,300	416,300	467,900	529,800
	29	355,400	418,400	470,000	531,400
	30	357,100	420,500	472,200	533,200
	31	358,800	422,100	474,500	535,000
	32	360,600	423,800	476,600	536,800
	33	362,500	425,700	478,400	538,400
	34	364,700	427,200	480,500	540,200
	35	366,800	429,000	482,600	541,900
	36	368,800	430,800	484,700	543,600
	37	370,700	432,700	486,800	545,200
	38	372,900	434,700	488,500	546,800
	39	375,000	436,500	490,300	548,200
	40	377,100	438,400	492,100	549,800

	41	379,100	440,200	493,700	551,300
	42	379,800	441,900	495,500	552,700
	43	380,400	443,600	497,300	554,100
	44	381,100	445,400	498,900	555,500
	45	382,000	447,200	500,300	556,700
	46	383,300	449,100	502,000	557,700
	47	384,600	450,800	503,800	558,700
	48	385,900	452,500	505,500	559,700
	49	386,700	454,100	507,000	560,700
	50	387,500	455,800	508,300	561,600
	51	388,300	457,500	509,600	562,500
	52	388,800	459,200	510,900	563,400
	53	389,600	461,100	511,900	564,200
	54	390,400	462,300	513,200	565,100
	55	391,100	463,500	514,500	566,000
	56	391,800	464,700	515,800	566,900
	57	392,500	465,700	516,800	567,800
	58	393,400	466,700	517,600	568,700
	59	394,100	467,600	518,400	569,600
定年	60	394,700	468,400	519,200	570,300
前再					
任用	61	395,200	469,200	520,200	571,200
短時	62	395,700	469,900	521,000	572,100
間勤	63	396,100	470,600	521,900	573,000
務職	64	396,500	471,200	522,700	573,900
員以					
外の	65	396,800	471,900	523,600	574,800
職員	66		472,600	524,500	
	67		473,200	525,200	
	68		473,800	526,100	
	69		474,100	527,000	
	70		474,700	527,800	
	71		475,400	528,700	
	72		476,100	529,600	
	73		476,500	530,400	
	74		477,100	531,300	
	75		477,800	532,200	
	76		478,500	532,900	
	77		478,900	533,700	
	78		479,500	534,600	
	79		480,100	535,500	
	80		480,600	536,400	
	81		481,200	537,200	
	82		481,700	538,100	
	83		482,200	539,000	
	84		482,700	539,900	
	85		483,100	540,700	
	86		483,800	541,600	
	87		484,200	542,500	
	88		484,700	543,400	
	89		485,200	544,200	
	90		485,800		
	91		486,400		
	92		486,800		
	93		487,300		
	94		487,900		
	95		488,500		
	96		489,000		

	97		489,500		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 298,100	円 340,700	円 395,400	円 468,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	203,400	236,800	259,500	288,200	331,300	374,400
	2	169,100	205,000	238,100	260,600	290,000	333,300	377,100
	3	170,500	206,500	239,400	261,800	292,000	335,200	379,700
	4	171,900	207,900	240,600	262,900	293,900	337,100	382,300
	5	173,200	209,400	241,800	264,100	295,700	338,900	384,600
	6	175,000	210,600	243,000	265,300	297,700	341,000	387,300
	7	176,700	211,800	244,100	266,400	299,500	343,000	389,900
	8	178,300	213,000	245,200	267,400	301,400	345,000	392,600
	9	179,900	214,400	246,100	268,500	303,200	346,800	394,700
	10	181,600	215,900	247,200	269,300	304,900	348,900	396,900
	11	183,200	217,400	248,500	270,000	306,400	350,900	399,100
	12	185,100	218,900	249,600	270,800	308,000	352,900	401,300
	13	186,500	220,300	250,900	271,800	309,700	354,400	403,300
	14	188,300	221,800	252,100	272,800	311,600	356,400	405,300
	15	190,300	223,300	253,300	273,800	313,600	358,300	407,300
	16	192,100	224,800	254,500	274,900	315,400	360,300	409,300
	17	194,000	226,100	255,300	276,100	317,200	362,100	411,100
	18	195,200	227,400	256,500	277,600	319,100	364,100	413,100
	19	196,700	228,800	257,600	279,200	321,000	366,100	415,000
	20	198,200	230,100	258,700	280,800	322,800	368,000	416,800
	21	199,400	231,200	259,900	282,300	324,600	369,700	418,600
	22	200,900	232,300	260,700	283,900	326,500	371,700	420,200
	23	202,300	233,500	261,500	285,500	328,300	373,700	421,800
	24	203,600	234,600	262,300	287,100	330,200	375,700	423,300
	25	205,200	235,700	263,200	288,700	331,900	377,200	424,800
	26	206,200	236,900	264,200	290,200	333,800	379,000	426,100
	27	207,300	238,100	265,200	291,700	335,700	380,800	427,400
	28	208,400	239,200	266,200	293,300	337,500	382,500	428,700
	29	209,600	240,200	267,400	294,600	338,800	384,200	430,000
	30	210,700	241,500	269,000	296,100	340,700	385,700	431,200
	31	211,800	242,900	270,500	297,600	342,400	387,200	432,400
	32	212,900	244,100	271,800	299,100	344,200	388,700	433,500
	33	214,300	245,100	273,000	300,600	345,900	390,000	434,700
	34	215,600	246,400	274,600	302,200	347,700	391,300	435,900
	35	216,900	247,300	276,100	303,800	349,500	392,600	437,100
	36	218,100	248,500	277,600	305,500	351,300	393,700	438,300
	37	219,100	249,700	278,900	306,800	352,900	394,800	439,600
	38	220,100	250,800	280,300	308,400	354,600	395,900	440,400
	39	221,100	251,800	281,600	309,900	356,200	397,000	440,800
	40	222,100	252,800	282,900	311,400	357,800	398,100	441,500

	41	223,000	253,700	284,000	313,000	359,000	398,900	442,000
	42	223,800	254,500	285,400	314,600	360,100	399,700	442,400
	43	224,600	255,300	286,800	316,200	361,300	400,500	442,800
	44	225,500	256,100	288,100	317,700	362,500	401,300	443,200
	45	226,400	256,900	289,400	318,600	363,500	401,700	443,600
	46	227,300	258,100	291,000	320,000	364,300	402,300	444,000
	47	228,200	259,300	292,500	321,500	365,300	402,800	444,400
	48	229,100	260,400	293,900	323,100	366,400	403,200	444,700
	49	229,800	261,700	295,100	324,500	367,400	403,600	445,000
	50	230,700	263,000	296,600	325,800	368,400	403,900	445,400
	51	231,600	264,100	297,900	327,000	369,400	404,200	445,700
	52	232,400	265,100	299,400	328,200	370,300	404,500	446,000
	53	232,700	266,100	300,700	329,200	371,100	404,800	446,300
	54	233,600	267,200	302,100	330,200	371,900	405,100	
	55	234,200	268,300	303,500	331,200	372,800	405,400	
	56	234,900	269,500	304,900	332,100	373,600	405,700	
	57	235,500	270,200	305,900	332,600	374,100	406,000	
	58	236,100	271,300	307,100	333,500	374,900	406,300	
	59	236,600	272,400	308,300	334,300	375,700	406,600	
	60	237,100	273,300	309,700	335,200	376,600	407,000	
	61	237,700	274,100	311,000	335,900	377,000	407,200	
	62	238,200	275,100	312,200	336,200	377,700	407,500	
	63	238,700	276,000	313,400	336,700	378,400	407,800	
	64	239,300	276,900	314,600	337,300	379,000	408,100	
	65	239,800	277,700	315,900	337,900	379,400	408,300	
	66	240,300	278,700	316,700	338,600	380,000		
	67	240,900	279,600	317,400	339,300	380,700		
	68	241,400	280,500	318,100	339,900	381,300		
	69	241,900	281,400	318,700	340,700	381,700		
	70	242,400	282,400	319,400	341,200	382,200		
	71	242,800	283,500	320,100	341,800	382,700		
	72	243,300	284,500	320,700	342,400	383,200		
	73	243,800	285,100	321,300	342,700	383,800		
	74	244,300	285,600	321,500	343,300	384,300		
	75	244,800	286,100	322,000	343,800	384,900		
	76	245,300	286,900	322,500	344,300	385,500		
	77	245,600	287,700	323,100	344,800	386,000		
	78	245,900	288,300	323,600	345,300	386,500		
	79	246,200	288,900	324,100	345,800	387,000		
	80	246,400	289,400	324,500	346,200	387,500		
	81	246,600	289,900	325,100	346,500	387,800		
	82	246,900	290,400	325,600	346,800	388,300		
	83	247,200	290,800	326,000	347,200	388,700		
	84	247,400	291,100	326,500	347,500	389,100		
	85	247,600	291,300	327,000	348,000	389,500		
	86		291,500	327,400	348,300			
	87		291,700	327,600	348,600			
	88		291,900	327,900	348,900			
	89		292,300	328,300	349,300			
	90		292,500	328,700	349,600			
	91		292,700	329,100	350,000			
	92		292,900	329,500	350,300			
	93		293,300	329,800	350,700			
	94		293,500	330,000	351,000			
	95		293,700	330,400	351,300			
	96		294,000	330,700	351,600			

	97		294,300	330,900	351,900			
	98		294,500	331,200	352,300			
	99		294,700	331,500	352,700			
	100		295,000	331,800	353,100			
	101		295,300	332,000	353,600			
	102		295,500	332,300	354,000			
	103		295,700	332,700	354,400			
	104		296,000	332,900	354,800			
	105		296,300	333,100	355,300			
	106			333,300				
	107			333,700				
	108			333,900				
	109			334,100				
	110			334,500				
	111			334,900				
	112			335,300				
	113			335,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		190,200	216,900	245,200	258,600	283,900	324,800	367,200

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は共同調理場に勤務する学校栄養職員に適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	184,000	211,600	254,300	273,200	294,600	333,700
	2	185,400	213,500	255,700	274,100	296,100	335,700
	3	186,900	215,500	257,200	274,900	297,700	337,700
	4	188,300	217,400	258,600	275,700	299,300	339,700
	5	189,800	219,400	259,800	276,200	300,600	341,800
	6	191,300	221,200	260,600	277,100	302,300	343,900
	7	192,800	223,000	261,400	277,800	303,900	345,900
	8	194,300	224,700	262,100	278,700	305,600	347,900
	9	195,500	226,400	262,800	279,600	307,200	349,400
	10	197,300	227,800	263,500	280,200	308,600	351,400
	11	198,900	229,100	264,300	281,100	309,800	353,300
	12	200,400	230,000	265,000	282,000	311,100	355,300
	13	201,800	231,400	265,800	282,900	312,300	357,200
	14	203,800	232,400	266,700	283,800	313,900	359,200
	15	205,900	233,500	267,500	284,700	315,500	361,200
	16	207,900	234,400	268,400	285,600	317,100	363,200
	17	209,900	235,500	269,000	286,600	318,600	365,100
	18	211,900	236,900	269,800	287,600	320,100	367,100
	19	214,000	238,300	270,600	288,600	321,600	369,200
	20	216,000	239,400	271,400	289,700	323,000	371,200
	21	217,900	240,500	272,100	291,000	324,400	372,900
	22	219,600	242,100	272,800	292,400	325,800	375,000
	23	221,300	243,800	273,500	293,600	327,300	377,200
	24	223,000	245,200	274,300	294,800	328,700	379,200
	25	224,300	246,400	275,100	295,900	330,100	381,100
	26	225,600	247,700	275,800	297,300	331,500	382,700
	27	226,700	249,100	276,600	298,700	332,900	384,500
	28	227,700	250,400	277,400	300,100	334,300	386,300
	29	228,800	251,800	278,400	301,100	335,400	388,000
	30	229,600	252,800	279,500	302,400	336,900	389,700
	31	230,400	253,600	280,900	303,700	338,300	391,600
	32	231,100	254,300	282,100	305,000	339,800	393,300
	33	232,200	255,100	283,300	306,200	341,400	395,000
	34	233,500	256,000	284,600	307,600	342,900	396,700
	35	234,600	256,900	285,700	309,000	344,400	398,500
	36	235,600	257,600	286,900	310,400	345,900	400,200
	37	236,600	258,300	288,300	311,700	347,500	401,800
	38	237,900	259,200	289,400	313,000	349,100	403,500
	39	239,200	260,100	290,500	314,400	350,600	405,300
	40	240,400	261,000	291,500	315,800	352,100	407,100

	41	241,200	261,400	292,500	317,300	353,300	408,600
	42	242,200	262,200	293,700	318,700	354,800	410,100
	43	243,200	263,000	294,900	320,100	356,300	411,600
	44	244,200	263,700	296,100	321,400	357,700	413,000
	45	245,200	264,400	297,200	322,200	359,100	414,100
	46	246,200	265,100	298,500	323,600	360,100	415,200
	47	247,100	265,800	299,800	325,000	361,500	416,300
	48	247,900	266,500	301,000	326,500	362,800	417,500
	49	248,700	267,200	302,100	327,600	364,100	418,800
	50	249,600	268,000	303,300	328,900	365,500	419,900
	51	250,500	268,800	304,600	330,200	366,800	421,100
	52	251,300	269,700	305,900	331,500	368,100	422,200
	53	251,900	270,600	307,300	332,800	369,600	423,400
	54	252,800	271,700	308,600	334,100	370,800	424,400
	55	253,700	272,800	309,900	335,400	371,900	425,500
	56	254,500	274,000	311,100	336,700	373,100	426,600
	57	255,200	275,200	311,900	337,600	374,200	427,700
	58	256,100	276,600	313,100	338,900	375,100	428,200
	59	256,700	277,900	314,300	340,100	376,200	428,800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	60	257,500	279,200	315,700	341,500	377,100	429,200
	61	258,200	280,400	316,800	342,500	377,700	429,800
	62	258,900	281,600	318,100	343,400	378,500	430,300
	63	259,600	282,700	319,300	344,500	379,300	430,700
	64	260,300	283,800	320,500	345,700	380,100	431,200
	65	260,900	284,800	321,700	346,800	380,800	431,700
	66	261,600	286,000	323,000	348,000	381,500	432,100
	67	262,200	287,200	324,200	349,200	382,300	432,400
	68	262,800	288,200	325,400	350,200	383,000	432,700
	69	263,400	289,200	326,100	351,200	383,600	433,100
	70	264,000	290,600	327,200	352,200	384,200	
	71	264,800	291,900	328,300	353,300	384,900	
	72	265,600	293,100	329,200	354,400	385,500	
	73	266,800	294,100	330,300	355,200	386,200	
	74	267,900	295,400	331,000	356,300	386,700	
	75	269,000	296,600	332,100	357,400	387,300	
	76	270,000	297,800	333,200	358,400	387,800	
	77	270,900	299,100	334,300	359,100	388,200	
	78	271,800	300,300	335,500	359,900	388,800	
	79	272,700	301,500	336,600	360,700	389,300	
	80	273,600	302,700	337,700	361,400	389,600	
	81	274,400	303,200	338,800	362,000	389,900	
	82	275,300	304,500	339,900	362,500	390,400	
	83	276,200	305,600	341,000	363,100	390,800	
	84	276,800	306,700	342,100	363,600	391,100	
	85	277,500	307,800	343,000	364,200	391,400	
	86	278,200	309,000	344,000	364,700	391,900	
	87	278,900	310,200	344,900	365,300	392,400	
	88	279,600	311,300	345,900	365,800	392,800	
	89	280,400	312,400	346,800	366,200	393,100	
	90	281,200	313,600	347,600	366,600	393,500	
	91	282,000	314,800	348,400	367,200	394,000	
	92	282,800	315,900	349,200	367,700	394,400	
	93	283,600	316,700	349,800	368,000	394,800	
	94	284,600	317,400	350,400	368,500		
	95	285,500	318,100	351,100	368,900		
	96	286,400	318,700	351,700	369,200		

97	287,000	319,200	352,100	369,800
98	287,600	319,500	352,500	370,300
99	288,200	320,100	353,000	370,800
100	289,100	320,700	353,400	371,300
101	289,900	321,100	353,900	371,900
102	290,700	321,700	354,300	372,400
103	291,500	322,300	354,800	372,900
104	292,300	322,800	355,200	373,300
105	292,900	323,200	355,500	373,900
106	293,400	323,700	356,000	374,400
107	293,900	324,200	356,400	374,900
108	294,300	324,700	356,700	375,400
109	294,500	325,100	357,200	376,100
110	294,800	325,500	357,700	376,500
111	295,000	325,800	358,200	377,000
112	295,300	326,100	358,700	377,500
113	295,600	326,400	359,200	378,100
114	295,800	326,800	359,700	
115	296,100	327,200	360,200	
116	296,300	327,500	360,600	
117	296,600	327,700	361,000	
118	296,900	328,000	361,400	
119	297,200	328,400	361,900	
120	297,500	328,600	362,400	
121	297,800	328,800	362,800	
122	298,200	329,100	363,300	
123	298,500	329,400	363,800	
124	298,900	329,700	364,300	
125	299,100	329,900	364,600	
126	299,300	330,200		
127	299,600	330,600		
128	300,000	330,800		
129	300,200	331,000		
130	300,500	331,200		
131	300,900	331,600		
132	301,300	331,800		
133	301,500	332,100		
134	301,800	332,500		
135	302,200	332,900		
136	302,500	333,300		
137	302,700	333,600		
138	303,000	334,000		
139	303,400	334,400		
140	303,700	334,800		
141	303,900	335,100		
142	304,300	335,500		
143	304,800	335,800		
144	305,100	336,200		
145	305,300	336,500		
146	305,500	336,900		
147	305,800	337,300		
148	306,200	337,700		

149	306,400	338,000				
150	306,600	338,400				
151	306,900	338,800				
152	307,200	339,200				
153	307,600	339,500				
154	307,800					
155	308,000					
156	308,300					
157	308,600					
158	308,900					
159	309,200					
160	309,500					
161	309,900					
162	310,200					
163	310,500					
164	310,800					
165	311,200					
166	311,500					
167	311,800					
168	312,100					
169	312,500					
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	236,800	257,100	264,300	274,600	290,900	328,200

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、警務部厚生課に勤務する保健師に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167,100	194,400	246,800	288,300	333,100	366,600
	2	168,300	196,800	249,000	289,700	335,000	368,700
	3	169,500	199,500	250,900	291,100	337,000	370,800
	4	170,600	201,900	252,700	292,500	339,000	372,900
	5	171,700	204,300	254,700	293,600	341,100	374,500
	6	173,100	206,800	256,300	294,900	342,600	377,400
	7	174,500	209,300	257,900	296,200	344,000	380,200
	8	175,900	212,000	259,700	297,500	345,400	383,000
	9	177,100	214,400	261,600	298,500	346,400	385,600
	10	178,700	216,800	263,400	300,600	348,100	388,000
	11	180,500	219,200	265,100	302,700	350,100	390,300
	12	182,200	221,800	266,600	304,800	352,100	392,500
	13	183,600	224,200	268,200	306,900	353,600	394,900
	14	185,100	226,700	270,100	309,300	355,600	397,600
	15	186,800	229,400	271,800	311,500	357,700	400,200
	16	188,400	231,900	273,500	313,700	359,800	402,700
	17	189,900	234,300	275,000	315,900	361,800	405,200
	18	191,600	236,500	276,500	318,100	364,000	407,200
	19	193,400	238,700	278,100	320,200	366,100	408,900
	20	195,100	240,900	279,500	322,100	368,300	410,500
	21	196,700	242,700	280,800	323,900	370,400	412,100
	22	198,800	244,300	281,900	324,800	372,200	413,700
	23	200,700	245,800	283,000	325,600	373,600	415,500
	24	202,600	247,100	284,000	326,500	375,100	417,300
	25	204,300	248,600	285,000	327,400	377,000	418,800
	26	205,900	249,600	286,400	328,500	379,300	420,300
	27	207,800	250,500	287,700	329,500	381,600	421,900
	28	209,600	251,400	288,800	330,700	383,700	423,400
	29	211,100	252,700	289,900	331,700	385,400	424,400
	30	213,000	253,300	291,100	332,900	387,300	426,000
	31	215,100	254,100	292,400	334,300	389,200	427,500
	32	217,000	254,900	293,400	335,700	391,000	429,100
	33	218,800	256,000	294,100	336,900	392,700	430,600
	34	220,100	256,800	295,500	338,000	394,200	431,900
	35	221,700	257,600	296,500	339,000	395,800	433,100
	36	222,900	258,200	297,600	340,500	397,500	434,300
	37	224,000	258,700	298,400	341,900	399,000	435,300
	38	225,600	259,100	299,100	342,900	400,300	436,300
	39	227,000	259,600	299,800	344,000	401,700	437,200
	40	228,300	260,100	300,500	345,100	403,000	438,100

	41	229,700	260,600	301,100	345,900	403,500	438,500
	42	230,900	261,000	301,600	346,900	404,800	439,100
	43	232,000	261,400	302,100	348,000	406,000	439,700
	44	233,300	261,800	302,600	349,100	407,300	440,400
	45	234,500	262,400	303,100	350,200	408,700	440,900
	46	235,500	263,000	303,800	351,400	410,100	441,200
	47	236,500	263,500	304,800	352,600	411,400	441,700
	48	237,500	263,900	305,700	353,800	412,800	442,200
	49	238,900	264,300	306,700	354,600	414,000	442,500
	50	240,000	264,600	307,600	355,800	414,900	443,100
	51	240,900	264,900	308,400	357,100	415,800	443,700
	52	241,800	265,100	309,200	358,400	416,500	444,300
	53	242,900	265,300	309,900	359,700	416,700	444,900
	54	243,800	265,600	310,600	361,000	417,100	445,600
	55	244,700	265,900	311,300	362,300	417,500	446,200
	56	245,600	266,100	312,000	363,400	418,000	446,800
	57	246,400	266,300	312,800	364,000	418,300	447,100
	58	247,200	266,600	313,700	365,200	418,500	447,900
	59	248,000	266,900	314,500	366,300	418,900	448,600
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	60	248,800	267,100	315,100	367,600	419,300	449,300
	61	249,600	267,300	315,600	368,700	419,600	449,700
	62	250,400	267,600	316,000	369,300	420,100	450,000
	63	251,300	267,900	316,400	369,800	420,700	450,300
	64	252,100	268,100	316,800	370,300	421,200	450,600
	65	252,600	268,300	317,100	370,600	421,800	450,800
	66	253,400	268,500	317,600	371,000	422,400	451,100
	67	254,100	268,800	318,100	371,400	422,900	451,400
	68	254,800	269,100	318,600	371,800	423,400	451,700
	69	255,500	269,400	319,200	372,000	424,000	451,900
	70	256,000			372,300	424,500	452,200
	71	256,500			372,700	425,100	452,500
	72	257,000			373,000	425,700	452,700
	73	257,400			373,400	426,200	452,900
	74	257,700			373,600	426,800	
	75	258,000			374,000	427,300	
	76	258,200			374,300	427,900	
	77	258,400			374,600	428,400	
	78	258,700			375,100	429,000	
	79	259,000			375,600	429,700	
	80	259,200			376,100	430,300	
	81	259,400			376,500	430,600	
	82	259,700			376,900	431,200	
	83	259,900			377,400	431,800	
	84	260,100			377,900	432,400	
	85	260,400			378,300	432,800	
	86				378,800	433,300	
	87				379,200	434,000	
	88				379,600	434,700	
	89				380,100	434,900	
	90				380,600		
	91				381,100		
	92				381,600		
	93				381,900		
	94				382,300		
	95				382,800		
	96				383,200		

	97				383,700		
	98				384,000		
	99				384,500		
	100				384,900		
	101				385,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		216,700	221,900	252,000	281,500	322,400	351,400

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、知事が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、高等学校の実習船に乗り組む学校職員に適用する。

3 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、警察本部長が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長及び機関士に適用する。

教育職給料表

ア 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	233,800	291,500	336,500	411,300
	2	236,100	294,100	339,400	413,700
	3	238,300	296,500	342,500	415,800
	4	240,300	298,800	345,500	417,900
	5	242,400	301,100	348,400	419,800
	6	244,100	303,400	350,800	422,200
	7	245,800	305,600	353,300	424,400
	8	247,600	307,800	355,700	426,700
	9	249,700	310,100	358,200	428,400
	10	252,000	312,500	360,800	430,900
	11	254,300	314,900	363,400	433,100
	12	256,300	317,300	366,200	435,300
	13	258,400	319,600	368,800	436,700
	14	260,800	321,600	370,500	438,900
	15	263,100	323,600	372,700	441,100
	16	265,400	325,300	374,900	443,400
	17	267,300	327,300	376,700	445,500
	18	270,200	329,100	378,700	447,900
	19	273,000	330,900	380,700	450,100
	20	275,700	332,600	382,500	452,400
	21	278,400	334,000	384,300	454,400
	22	281,000	336,400	385,800	456,700
	23	283,500	338,500	387,000	459,100
	24	285,900	340,800	388,200	461,400
	25	288,300	342,600	389,300	463,400
	26	290,800	344,500	391,000	465,500
	27	293,200	346,600	392,700	467,600
	28	295,700	348,700	394,400	469,700
	29	298,100	350,600	396,100	471,700
	30	300,400	352,500	397,700	474,000
	31	302,600	354,300	399,100	476,200
	32	304,900	356,000	400,400	478,100
	33	307,100	357,900	402,000	480,000
	34	309,300	359,500	403,600	482,100
	35	311,800	361,000	405,100	484,400
	36	314,000	362,400	406,800	486,400
	37	316,300	363,800	407,900	488,500
	38	317,600	365,800	409,400	490,500
	39	319,200	367,700	410,900	492,400
	40	320,600	369,400	412,200	494,300

	41	322,000	371,100	413,100	496,300
	42	322,400	372,900	414,700	498,200
	43	322,800	374,500	416,200	499,900
	44	323,200	375,900	417,800	501,800
	45	323,800	377,700	419,100	503,700
	46	324,300	379,400	420,600	505,500
	47	325,100	380,900	422,000	507,300
	48	325,900	382,400	423,500	509,100
	49	326,500	383,900	424,800	510,800
	50	327,200	385,500	426,000	512,500
	51	327,900	387,000	427,300	514,300
	52	328,600	388,600	428,500	516,200
	53	329,600	389,700	429,200	517,700
	54	330,300	391,200	430,100	519,400
	55	330,700	392,600	431,000	521,100
	56	331,300	394,200	431,900	522,700
	57	331,700	395,500	432,700	524,300
	58	332,400	396,900	433,600	525,600
	59	333,100	398,200	434,500	526,900
定年	60	333,700	399,500	435,300	528,100
前再	61	334,400	400,700	436,000	529,300
任用	62	335,300	402,100	436,900	530,300
短時	63	336,200	403,500	437,900	531,300
間勤	64	337,000	404,900	438,800	532,300
務職	65	337,700	405,900	439,700	532,900
員以	66	338,700	407,000	440,600	533,800
外の	67	339,400	408,000	441,600	534,700
職員	68	340,500	409,100	442,500	535,600
	69	341,100	410,000	443,500	536,500
	70	342,000	410,800	444,500	537,300
	71	342,900	411,600	445,400	538,000
	72	343,800	412,400	446,400	538,500
	73	344,100	413,100	447,400	539,200
	74	345,100	414,000	448,400	539,700
	75	346,100	414,800	449,300	540,500
	76	347,100	415,500	450,300	541,100
	77	348,100	416,100	451,100	541,600
	78	349,000	416,500	451,600	
	79	349,900	416,800	452,300	
	80	350,800	417,100	452,900	
	81	351,700	417,400	453,700	
	82	352,600	417,700	454,400	
	83	353,500	417,900	454,700	
	84	354,400	418,200	455,300	
	85	355,000	418,400	455,700	
	86	355,600	418,700	456,000	
	87	356,200	419,000	456,300	
	88	356,800	419,300	456,600	
	89	357,300	419,500	456,900	
	90	357,700	419,800		
	91	358,100	420,100		
	92	358,500	420,400		
	93	358,900	420,600		
	94	359,300	420,900		
	95	359,800	421,200		
	96	360,200	421,500		

97	360,800	421,700		
98	361,300	422,000		
99	361,700	422,300		
100	362,200	422,500		
101	362,600	422,700		
102	363,100	423,000		
103	363,400	423,300		
104	363,800	423,500		
105	364,300	423,700		
106	364,700			
107	365,200			
108	365,700			
109	366,100			
110	366,600			
111	367,100			
112	367,500			
113	367,900			
114	368,300			
115	368,800			
116	369,200			
117	369,600			
118	370,000			
119	370,500			
120	370,900			
121	371,200			
122	371,600			
123	372,100			
124	372,400			
125	372,800			
126	373,300			
127	373,800			
128	374,200			
129	374,600			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 284,600	円 295,600	円 317,700	円 402,100

備考 この表は、県立短期大学に勤務する教育職員に適用する。

イ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,700	220,300	338,500	419,900
	2	179,200	222,000	340,600	421,700
	3	180,800	223,500	342,600	423,500
	4	182,300	225,000	344,600	425,100
	5	183,900	226,700	346,600	426,600
	6	185,800	228,000	348,200	428,100
	7	187,600	229,200	349,800	429,900
	8	189,500	230,500	351,300	431,700
	9	191,200	232,200	352,800	433,400
	10	193,300	234,000	354,800	435,200
	11	195,300	235,700	356,800	437,100
	12	197,400	237,300	358,700	438,900
	13	199,400	238,800	360,600	440,600
	14	201,500	240,800	362,500	442,500
	15	203,600	242,700	364,300	444,300
	16	205,700	244,600	365,900	446,200
	17	207,900	246,300	367,500	448,000
	18	210,000	248,700	369,300	449,800
	19	212,200	251,100	371,100	451,600
	20	214,100	253,500	372,900	453,400
	21	216,300	255,900	374,500	455,000
	22	217,900	258,300	376,500	456,700
	23	219,400	260,600	378,200	458,600
	24	220,900	262,800	379,900	460,300
	25	222,400	265,000	381,200	462,000
	26	223,600	267,200	383,000	463,600
	27	224,800	269,700	384,800	465,200
	28	226,100	271,800	386,700	466,700
	29	227,400	274,100	388,500	468,200
	30	228,900	276,400	390,300	469,500
	31	230,500	278,600	392,200	470,800
	32	231,900	280,700	394,100	472,100
	33	233,400	282,800	395,700	473,300
	34	235,100	285,000	397,400	474,000
	35	236,900	287,100	399,000	474,700
	36	238,400	289,000	400,700	475,400
	37	239,800	291,100	401,900	476,000
	38	241,300	292,800	403,300	
	39	242,800	294,600	404,700	
	40	244,300	296,300	406,100	

	41	245,700	297,600	407,700
	42	247,000	299,600	409,100
	43	248,200	301,500	410,400
	44	249,300	303,500	411,800
	45	250,400	305,600	413,300
	46	251,600	307,700	414,600
	47	252,800	309,900	416,100
	48	253,800	312,100	417,600
	49	254,900	314,200	419,200
	50	256,200	316,500	420,600
	51	257,400	318,700	422,200
	52	258,700	320,800	423,700
	53	259,800	322,900	425,400
	54	261,000	324,400	426,900
	55	262,300	325,900	428,500
	56	263,300	327,400	430,100
	57	264,400	329,100	431,600
	58	265,100	331,100	433,100
	59	266,100	333,100	434,300
定年	60	267,100	335,000	435,500
前再	61	268,000	336,800	436,700
任用	62	268,900	338,800	438,000
短時	63	269,700	340,900	439,300
間勤	64	270,500	342,800	440,500
務職	65	271,600	344,500	441,700
員以	66	272,900	346,500	442,900
外の	67	274,200	348,500	444,100
職員	68	275,500	350,500	445,300
	69	276,700	352,300	446,500
	70	277,900	354,200	447,800
	71	279,100	356,100	449,000
	72	280,300	358,000	450,200
	73	281,300	359,600	451,300
	74	282,300	361,500	451,900
	75	283,300	363,300	452,400
	76	284,200	365,200	452,900
	77	285,100	367,000	453,400
	78	286,000	368,700	
	79	286,900	370,300	
	80	287,800	371,900	
	81	288,600	373,300	
	82	289,700	374,800	
	83	290,700	376,300	
	84	291,700	377,600	
	85	292,700	378,700	
	86	293,700	380,100	
	87	294,700	381,500	
	88	295,700	382,800	
	89	296,800	384,000	
	90	297,900	385,300	
	91	299,000	386,400	
	92	300,000	387,600	
	93	300,500	388,800	
	94	301,500	389,900	
	95	302,600	391,100	
	96	303,800	392,300	

97	304,900	393,700
98	306,000	394,700
99	307,000	395,700
100	308,000	396,700
101	308,800	397,600
102	309,900	398,600
103	310,900	399,700
104	311,900	400,800
105	312,500	401,500
106	313,400	402,400
107	314,200	403,300
108	315,000	404,200
109	315,700	405,000
110	316,100	405,900
111	316,500	406,700
112	317,000	407,500
113	317,500	408,100
114	317,900	408,800
115	318,400	409,500
116	318,800	410,200
117	319,300	410,800
118	319,800	411,300
119	320,200	411,700
120	320,700	412,200
121	321,200	412,500
122	321,600	412,800
123	322,100	413,100
124	322,600	413,300
125	323,200	413,500
126	323,500	413,800
127	323,800	414,100
128	324,100	414,300
129	324,300	414,500
130	324,600	414,800
131	324,900	415,100
132	325,200	415,300
133	325,400	415,500
134	325,600	415,800
135	325,800	416,100
136	326,100	416,300
137	326,400	416,500
138	326,600	416,800
139	326,900	417,100
140	327,200	417,300
141	327,400	417,500
142	327,600	417,800
143	327,900	418,100
144	328,100	418,300
145	328,400	418,500
146	328,600	
147	328,900	
148	329,200	

	149	329,400			
	150	329,600			
	151	329,900			
	152	330,200			
	153	330,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		235,700	276,100	333,100	417,800

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校又は専修学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,700	193,900	304,000	409,600
	2	179,200	196,000	306,700	411,100
	3	180,800	198,200	309,500	412,700
	4	182,300	200,400	311,900	414,100
	5	183,900	202,500	314,200	415,400
	6	185,800	204,600	316,300	416,800
	7	187,600	206,700	318,400	418,200
	8	189,500	208,800	320,500	419,600
	9	191,200	211,000	322,500	421,000
	10	193,300	213,400	324,700	422,400
	11	195,300	215,700	327,000	423,800
	12	197,400	217,900	329,300	425,100
	13	199,400	220,300	331,500	426,400
	14	201,500	222,000	333,300	427,800
	15	203,600	223,500	335,100	429,200
	16	205,700	225,000	336,800	430,600
	17	207,900	226,700	338,500	431,800
	18	210,000	228,000	340,600	433,100
	19	212,200	229,200	342,600	434,300
	20	214,100	230,500	344,600	435,600
	21	216,300	232,200	346,600	436,700
	22	217,900	234,000	348,200	437,900
	23	219,400	235,700	349,800	439,200
	24	220,900	237,300	351,300	440,500
	25	222,400	238,800	352,800	441,800
	26	223,500	240,800	354,600	443,000
	27	224,600	242,700	356,300	444,000
	28	225,800	244,600	358,000	445,100
	29	227,300	246,300	359,600	446,300
	30	228,800	248,700	361,200	447,100
	31	230,300	251,100	362,800	448,000
	32	231,800	253,500	364,300	448,900
	33	233,200	255,900	365,600	449,800
	34	234,800	258,300	367,100	450,300
	35	236,500	260,600	368,600	450,800
	36	237,900	262,800	370,300	451,300
	37	239,200	265,000	372,000	451,800
	38	240,600	267,200	373,500	
	39	242,000	269,700	374,800	
	40	243,400	271,800	376,300	

	41	244,700	274,100	377,400
	42	246,000	276,400	378,800
	43	247,200	278,600	380,200
	44	248,500	280,700	381,700
	45	249,800	282,800	383,100
	46	251,100	285,000	384,700
	47	252,300	287,100	386,200
	48	253,400	289,000	387,700
	49	254,500	291,100	389,000
	50	255,800	292,800	390,500
	51	257,100	294,600	391,900
	52	258,100	296,300	393,200
	53	259,200	297,600	394,400
	54	260,600	299,600	395,700
	55	261,600	301,500	396,800
	56	262,600	303,500	397,900
	57	263,600	305,600	399,100
	58	264,600	307,700	400,300
	59	265,600	309,900	401,500
定年	60	266,600	312,100	402,700
前再	61	267,500	314,200	403,800
任用	62	268,200	316,500	404,800
短時	63	269,000	318,700	406,100
間勤	64	269,600	320,800	407,300
務職	65	270,300	322,900	408,500
員以	66	271,500	324,400	409,600
外の	67	272,600	325,900	410,700
職員	68	273,700	327,400	411,800
	69	275,000	329,100	412,900
	70	276,400	331,100	414,100
	71	277,600	333,100	415,300
	72	278,800	335,000	416,500
	73	279,600	336,800	417,100
	74	280,500	338,800	417,900
	75	281,500	340,800	418,600
	76	282,500	342,700	419,100
	77	283,400	344,400	419,400
	78	284,400	346,200	419,800
	79	285,500	347,900	420,200
	80	286,300	349,600	420,600
	81	287,100	351,400	420,900
	82	287,900	353,100	421,300
	83	288,700	354,500	421,700
	84	289,500	356,100	422,000
	85	290,400	357,300	422,300
	86	291,200	358,900	422,700
	87	291,900	360,400	423,100
	88	292,700	361,900	423,400
	89	293,600	363,200	423,700
	90	294,500	364,500	424,000
	91	295,400	365,800	424,300
	92	296,100	367,200	424,500
	93	296,400	368,600	424,700
	94	297,100	369,900	
	95	297,800	371,100	
	96	298,500	372,200	

97	299,200	373,200
98	300,000	374,200
99	300,800	375,200
100	301,500	376,200
101	302,200	377,000
102	302,600	378,000
103	303,000	378,900
104	303,400	379,800
105	303,600	380,600
106	303,900	381,500
107	304,200	382,400
108	304,500	383,300
109	304,700	384,100
110	304,900	385,100
111	305,200	386,000
112	305,500	386,900
113	305,700	387,500
114	305,900	388,400
115	306,100	389,300
116	306,400	390,200
117	306,700	391,000
118	306,900	391,700
119	307,200	392,500
120	307,500	393,300
121	307,700	393,900
122	307,900	394,700
123	308,100	395,400
124	308,400	396,100
125	308,700	396,700
126		397,400
127		397,900
128		398,500
129		399,200
130		399,800
131		400,300
132		400,800
133		401,100
134		401,400
135		401,700
136		402,000
137		402,300
138		402,600
139		402,900
140		403,200
141		403,500
142		403,800
143		404,100
144		404,400
145		404,600
146		404,900
147		405,200
148		405,400

	149		405,600		
	150		405,900		
	151		406,200		
	152		406,400		
	153		406,600		
	154		406,900		
	155		407,200		
	156		407,400		
	157		407,600		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		226,800	272,900	326,400	407,700

備考1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	204,700	228,500	266,000	303,300	327,400	352,800	385,700	426,200
	2	190,400	206,400	230,500	267,500	305,200	329,500	355,000	387,900	428,000
	3	192,300	208,200	232,300	269,000	306,900	331,500	357,200	389,800	429,900
	4	194,000	210,000	234,200	270,400	308,700	333,500	359,100	391,700	431,800
	5	195,400	211,900	236,200	271,900	310,200	335,500	361,000	393,400	433,200
	6	197,400	214,000	237,700	273,200	312,000	337,000	363,000	395,400	434,800
	7	199,200	216,300	239,200	274,400	313,900	338,500	365,000	397,200	436,400
	8	201,100	218,500	240,800	275,600	315,800	340,000	366,800	399,000	437,900
	9	202,700	220,400	242,700	276,600	317,400	341,600	368,500	400,700	439,300
	10	204,400	222,500	244,300	277,800	319,400	343,800	370,500	402,600	441,000
	11	206,100	224,600	246,000	279,000	321,400	346,000	372,500	404,600	442,600
	12	207,800	226,400	247,500	280,100	323,400	348,000	374,500	406,600	444,000
	13	209,500	228,200	249,200	281,200	325,300	349,800	376,400	408,200	444,900
	14	211,500	230,000	251,100	282,500	326,900	351,800	378,400	410,300	446,500
	15	213,600	231,700	252,900	283,500	328,400	353,700	380,400	412,400	448,400
	16	215,600	233,400	254,700	284,500	329,900	355,600	382,400	414,500	450,200
	17	217,700	235,300	256,000	285,200	331,400	357,500	384,000	416,200	451,700
	18	219,500	236,700	257,500	286,600	333,600	359,500	386,000	417,800	453,500
	19	221,400	238,100	259,000	287,900	335,700	361,400	387,900	419,400	455,300
	20	223,300	239,500	260,400	289,200	337,800	363,400	389,900	421,000	457,000
	21	225,200	241,100	261,800	290,200	339,500	365,100	391,600	422,500	458,600
	22	227,000	242,600	262,600	291,200	341,400	367,000	393,700	424,100	460,300
	23	228,600	244,200	263,400	292,400	343,200	368,800	395,700	425,500	461,900
	24	230,100	245,800	264,300	293,500	345,000	370,700	397,700	426,900	463,700
	25	232,000	247,400	265,200	294,400	346,900	372,400	399,200	428,000	465,200
	26	233,500	249,000	266,300	295,900	348,900	374,400	401,200	429,400	466,600
	27	234,800	250,600	267,400	297,500	350,800	376,500	403,200	430,900	468,100
	28	236,200	252,100	268,300	299,000	352,600	378,500	405,300	432,400	469,400
	29	237,900	253,100	269,200	300,600	354,400	380,300	406,800	433,700	470,600
	30	239,600	254,600	270,200	302,300	356,500	382,400	408,600	435,400	471,300
	31	241,200	256,100	271,300	304,000	358,300	384,400	410,200	437,000	472,000
	32	242,700	257,500	272,200	305,800	360,200	386,400	412,000	438,600	472,700
	33	244,200	258,700	272,700	307,100	361,600	388,200	413,600	440,000	473,200
	34	245,900	259,700	273,900	308,700	363,600	390,300	415,100	441,700	474,000
	35	247,500	260,600	274,900	310,400	365,500	392,300	416,600	443,400	474,700
	36	249,100	261,500	275,900	312,000	367,500	394,200	418,000	445,000	475,300
	37	250,100	262,500	276,500	313,600	369,400	395,900	419,200	446,400	475,600
	38	251,600	263,700	277,400	315,000	371,500	397,300	420,700	447,100	476,200
	39	253,100	264,800	278,200	316,500	373,400	398,600	422,200	447,900	476,700
	40	254,500	265,600	279,000	318,000	375,400	399,900	423,600	448,600	477,200

	41	255,700	266,500	279,800	319,300	377,400	400,900	425,100	449,000	477,700
	42	256,600	267,500	280,800	320,800	379,500	402,000	426,400	449,600	478,100
	43	257,500	268,500	281,700	322,300	381,500	403,000	427,600	450,300	478,500
	44	258,300	269,400	282,500	323,800	383,500	404,000	428,800	450,900	478,900
	45	259,100	270,000	283,300	325,300	385,200	405,100	429,800	451,700	479,200
	46	260,100	271,100	284,500	327,000	386,900	406,300	430,500	452,400	
	47	261,000	272,000	285,700	328,700	388,500	407,400	431,300	452,900	
	48	261,600	273,100	287,000	330,300	390,100	408,500	432,100	453,400	
	49	262,200	273,800	288,400	331,700	391,300	409,700	432,600	453,900	
	50	263,100	274,700	290,000	333,100	392,300	410,500	433,000	454,200	
	51	264,000	275,600	291,300	334,500	393,300	411,300	433,400	454,500	
	52	264,900	276,400	292,600	336,100	394,300	412,000	433,700	454,900	
	53	265,400	277,200	294,000	337,600	395,400	412,500	434,000	455,300	
	54	266,600	277,900	295,500	339,200	396,500	413,200	434,400	455,500	
	55	267,400	278,700	296,900	340,900	397,600	413,900	434,700	455,800	
	56	268,500	279,500	298,300	342,500	398,700	414,500	435,000	456,000	
	57	269,300	280,200	299,500	343,400	400,000	415,200	435,300	456,400	
	58	270,100	281,500	301,100	345,100	400,800	415,600	435,600	456,600	
	59	270,800	282,700	302,700	346,700	401,600	416,200	435,900	456,800	
	60	271,500	284,000	304,000	348,300	402,200	416,800	436,200	457,000	
定年前再	61	272,100	285,300	305,400	349,900	402,700	417,200	436,500	457,400	
任用	62	272,700	286,700	306,900	351,600	403,400	417,800	436,800		
短時	63	273,300	287,900	308,300	353,200	404,100	418,300	437,100		
間勤	64	273,900	289,300	309,600	354,900	404,800	418,800	437,400		
務職	65	274,600	290,600	310,900	356,400	405,100	419,300	437,700		
員以	66	275,600	291,700	312,500	358,000	405,800	419,900	438,000		
外の	67	276,600	292,800	313,900	359,500	406,500	420,300	438,300		
職員	68	277,400	293,900	315,300	361,000	407,000	420,800	438,600		
	69	278,300	295,300	316,600	362,200	407,400	421,200	438,800		
	70	279,500	296,700	318,000	363,600	407,900	421,500	439,100		
	71	280,600	298,000	319,300	364,900	408,500	421,800	439,400		
	72	281,800	299,100	320,700	366,300	409,000	422,100	439,600		
	73	282,800	300,200	321,400	367,400	409,500	422,400	439,800		
	74	283,800	301,300	322,900	368,600	409,900	422,700	440,100		
	75	284,800	302,400	324,400	369,800	410,400	423,000	440,400		
	76	285,800	303,500	326,100	371,000	410,900	423,300	440,700		
	77	286,800	304,500	327,900	372,300	411,400	423,500	440,900		
	78	287,900	305,900	329,600	373,500	412,000	423,800	441,200		
	79	288,900	307,100	331,200	374,700	412,600	424,100	441,500		
	80	289,500	308,400	332,800	375,800	413,100	424,300	441,800		
	81	290,400	309,600	334,400	377,000	413,500	424,500	442,000		
	82	291,400	311,000	336,000	378,200	414,100	424,800	442,300		
	83	292,300	312,100	337,600	379,300	414,600	425,100	442,600		
	84	293,100	313,400	339,200	380,500	414,800	425,300	442,900		
	85	294,200	314,300	340,700	381,600	415,100	425,500	443,100		
	86	295,300	315,600	342,200	382,200	415,600	425,800			
	87	296,200	316,900	343,700	382,700	415,900	426,100			
	88	297,200	318,400	345,100	383,200	416,200	426,300			
	89	298,200	319,900	346,400	383,800	416,500	426,500			
	90	299,300	321,400	347,600	384,400	416,900	426,800			
	91	300,400	322,800	348,800	385,000	417,300	427,100			
	92	301,500	324,300	350,100	385,600	417,700	427,300			
	93	302,000	325,500	351,400	385,900	418,000	427,500			
	94	303,100	326,800	352,900	386,400					
	95	304,200	328,100	354,400	387,000					
	96	305,600	329,400	355,800	387,500					

97	306,700	330,600	357,100	387,900						
98	307,900	331,900	358,300	388,300						
99	309,100	333,100	359,400	388,900						
100	310,300	334,300	360,600	389,400						
101	311,400	335,700	361,700	389,800						
102	312,400	336,600	362,800	390,300						
103	313,400	337,600	363,900	390,900						
104	314,400	338,700	365,000	391,400						
105	315,200	339,800	366,200	391,700						
106	315,800	341,000	366,700	392,100						
107	316,400	342,000	367,300	392,600						
108	317,000	343,000	367,900	392,900						
109	317,500	344,200	368,500	393,200						
110	318,000	345,200	369,000	393,700						
111	318,400	346,200	369,500	394,200						
112	318,900	347,100	370,000	394,700						
113	319,700	348,000	370,400	395,000						
114	320,400	348,900	370,800	395,500						
115	321,100	349,900	371,400	396,000						
116	321,700	350,900	371,900	396,500						
117	322,300	351,900	372,300	396,800						
118	323,100	352,300	372,800	397,300						
119	323,800	352,900	373,400	397,800						
120	324,600	353,500	373,900	398,300						
121	325,200	353,800	374,100	398,700						
122	325,500	354,200	374,600	399,200						
123	326,000	354,700	375,100	399,600						
124	326,500	355,100	375,500	400,100						
125	326,800	355,500	376,100	400,500						
126		355,900	376,600							
127		356,400	377,100							
128		356,800	377,600							
129		357,200	377,900							
130		357,600	378,400							
131		358,000	378,900							
132		358,400	379,400							
133		358,600	379,700							
134		359,100	380,200							
135		359,500	380,600							
136		359,800	381,000							
137		360,100	381,300							
138		360,500	381,800							
139		361,000	382,300							
140		361,500	382,800							
141		361,800	383,100							
142		362,300								
143		362,800								
144		363,300								
145		363,600								
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	243,200	254,900	259,000	290,400	307,100	321,200	344,900	380,300	412,100	

備考 この表は、警察官に適用する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	381,100
2	428,200
3	478,300
4	540,500
5	616,700
6	720,000
7	841,300

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	403,100
2	462,300
3	523,500
4	604,700
5	703,000
6	802,200

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	336,900
2	372,000
3	399,100

参 考 资 料

資 料 目 次

1 職員給与実態調査結果	
令和5年職員給与実態調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数	2
第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員	3
第3表 職員の平均給与月額	4
第4表 職員の扶養親族数別人員	4
第5表 職員の住居手当の支給状況	5
第6表 職員の通勤手当の支給状況	5
第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	6
第8表 職員の地域手当の支給状況	6
第9表 職員の単身赴任手当の支給状況	7
第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員	8
第11表 職員の給料表別，学歴別，年齢別人員及び平均給料月額	28
第12表 暫定再任用職員の給料表別，級別人員	38
第13表 年齢階層別人員構成比（令和5年と平成25年の比較）全職員	39
2 職種別民間給与実態調査結果	
令和5年職種別民間給与実態調査の概要	40
第14表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数	41
第15表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給	41
第16表 県内民間の企業規模別，職種別，学歴別給与額等	42
第17表 県内民間における初任給の改定状況	52
第18表 県内民間における家族手当の支給状況	52
第19表 県内民間における在宅勤務関連手当の支給状況	53
第20表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	53
第21表 県内民間における定年制の状況	53
3 生計費関係	
令和5年4月の標準生計費算定方法	54
第22表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費	55
（参考）費目別，世帯人員別生計費換算乗数（全国）	55
4 労働経済関係	
第23表 労働経済指標	56
5 人事院の報告及び勧告の概要	59

1 職員給与実態調査結果

令和5年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和5年4月における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

令和5年4月1日に在職する職員で、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員である。

したがって、単純労務職員、企業職員、特別職の職員及び会計年度任用職員は含まれない。

なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても、次に掲げる者は除外している。

- ア 臨時的任用職員
- イ 在籍専従休職中の職員
- ウ 無給出向中の職員
- エ 無給派遣中の職員
- オ 育児短時間勤務職員

(3) 調査の内容

令和5年4月分の給与、年齢、学歴、性別、経験年数等について調査した。

(4) その他

構成比については、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	人員	構成比	平均年齢	平均経験年数
	人	%	歳	年
全給料表	22,298	100.0	43.0	20.9
行政職給料表	5,375	24.1	41.8	20.2
研究職給料表	238	1.1	42.4	19.8
医療職給料表（一）	36	0.2	39.9	15.7
医療職給料表（二）	270	1.2	44.1	20.2
医療職給料表（三）	131	0.6	38.1	15.6
海事職給料表	65	0.3	44.0	23.0
教育職給料表（一）	43	0.2	50.0	25.5
教育職給料表（二）	3,430	15.4	45.7	22.8
教育職給料表（三）	9,731	43.6	44.5	22.0
公安職給料表	2,979	13.4	37.5	16.8

(注) 1 「医療職給料表（二）」には、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）第3条第1項第2号の「医療職給料表」を含む（以下各表について同じ。）。

2 「医療職給料表（三）」には、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）第3条第1項第4号の「医療職給料表」を含む（以下各表について同じ。）。

3 再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）は含まれていない（以下第12表を除き、第13表まで同じ。）。

4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の適用を受ける者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員

単位：人

区分 給料表	人員	学歴別人員構成				性別人員構成	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	(100.0) 22,298	(74.4) 16,601	(12.0) 2,679	(13.5) 3,003	(0.1) 15	(61.3) 13,674	(38.7) 8,624
行政職給料表	(100.0) 5,375	(65.8) 3,534	(9.0) 483	(25.0) 1,346	(0.2) 12	(68.2) 3,668	(31.8) 1,707
研究職給料表	(100.0) 238	(98.7) 235	(0.4) 1	(0.9) 2	(-) -	(78.6) 187	(21.4) 51
医療職給料表(一)	(100.0) 36	(100.0) 36	(-) -	(-) -	(-) -	(83.3) 30	(16.7) 6
医療職給料表(二)	(100.0) 270	(94.1) 254	(5.9) 16	(-) -	(-) -	(62.6) 169	(37.4) 101
医療職給料表(三)	(100.0) 131	(90.8) 119	(9.2) 12	(-) -	(-) -	(2.3) 3	(97.7) 128
海事職給料表	(100.0) 65	(16.9) 11	(29.2) 19	(49.3) 32	(4.6) 3	(100.0) 65	(-) -
教育職給料表(一)	(100.0) 43	(93.0) 40	(7.0) 3	(-) -	(-) -	(69.8) 30	(30.2) 13
教育職給料表(二)	(100.0) 3,430	(92.0) 3,156	(6.3) 216	(1.7) 58	(-) -	(59.9) 2,055	(40.1) 1,375
教育職給料表(三)	(100.0) 9,731	(80.2) 7,804	(19.8) 1,927	(-) -	(-) -	(49.5) 4,813	(50.5) 4,918
公安職給料表	(100.0) 2,979	(47.4) 1,412	(0.1) 2	(52.5) 1,565	(-) -	(89.1) 2,654	(10.9) 325

(注) 1 ()内の数字は、構成比(%)である。

2 学歴区分は、給与決定上の学歴である(以下第11表について同じ。)

第3表 職員の平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員		全職員	
	令和5年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和4年4月
給料	円 314,501	円 316,227	円 354,064	円 354,751
給料の特別調整額	6,734	6,754	5,537	5,567
扶養手当	9,733	10,046	10,821	11,117
住居手当	7,190	6,893	8,199	8,095
その他	9,792	9,891	14,453	14,375
合計 (平均給与月額)	347,950	349,811	393,074	393,905

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成18年切替えに伴う経過措置額を含み、給料の特別調整額には管理職手当を含む。
 2 その他は、地域手当、初任給調整手当及び特勤手当等である。

第4表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	人 3,205	人 1,550	人 1,554	人 101
2人	3,410	1,521	3,380	39
3人	2,859	2,079	2,858	24
4人	951	888	951	12
5人	160	149	160	7
6人以上	19	19	19	1
計	10,604	6,206	8,922	184

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 平均扶養親族数は、全職員1人当たり1.0人、行政職給料表適用職員1人当たり0.9人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、22,755円（平均扶養親族数は2.2人）である。

第5表 職員の住居手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	7,631 ^人	100.0 [%]
手当月額11,000円未満の受給者	40	0.5
手当月額11,000円以上28,000円未満の受給者	5,775	75.7
手当月額28,000円の受給者	1,816	23.8
手当受給者1人当たり平均手当月額		23,768 ^円

区 分	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
配偶者の居住する借家・借間	112 ^人	12,916 ^円

第6表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	15,821 ^人	(100.0)% 71.0
交通機関等のみを利用する者	397	(2.5) 1.8
交通用具のみを使用する者	15,133	(95.7) 67.9
交通機関等と交通用具を併用する者	291	(1.8) 1.3
非 受 給 者	6,477	29.0
総 職 員	22,298	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額		12,523 ^円

第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分		第1	第2	第3	第4	第5	第6	受給者計
部局								
各 部 局 に お け る 代 表 的 な 職	知事部局	部長	次長	課長				
	教育部局			校長 特大規模校	校長 大規模校	校長 大規模校	教頭 事務長 課長 事務長 課長 補佐級	
	公安部局		部長 大規模 警察署長	課長 警察署長 大規模 警察副署長				
受給者数	人 31	人 91	人 561	人 68	人 731	人 708	人 2,190	

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 56,376
------------------	-------------

第8表 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	医師等	非支給地
人員		人 22,298	人 34	人 11	人 1	人 0	人 6	人 2	人 1	人 29	人 22,214
構成比		% 100.0	% 0.2	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.1	% 99.6
平均手当月額		円 243	円 61,950	円 59,446	円 51,825	円 —	円 38,147	円 18,408	円 7,473	円 80,247	円 —

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満
受給者	人 701	人 280	人 104	人 11	人 245	人 87

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計
	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上	
受給者	人 85	人 15	人 1	人 1	人 0	人 1,530

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 43,268
------------------	-------------

第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		6	1						
2		1							
3		1	2						
4		8	4			1			
5	35	86	17	1					
6		35	19						1
7		5	16	1					
8	33	7	19						
9	7	65	44	1		1	1		1
10		37	36						
11		17	17						
12	24	20	26						2
13	17	67	53						1
14	3	48	30						3
15	7	25	16						1
16	27	21	18						3
17	3	57	49					1	1
18	7	28	25					1	
19	6	23	24					1	1
20	28	16	21	1				3	
21	6	21	40	2				2	1
22	6	15	16					3	
23	23	11	29					2	
24	18	6	16	1				3	
25	104	5	33	1				2	
26	31		15	4				3	1
27	14	2	12	2				2	
28	107	3	9	1				3	
29	11	1	32	1			4	1	
30	23		22	3			2	1	
31	9	1	20	2			20	1	1
32	70	1	8	2			15		
33	21	2	24	2			3		
34		1	14	1			2	1	
35	4	2	10	6			5	1	
36	1		7	5					
37	6		31	4					
38			15	1					
39	3		13	4		1	4	2	
40			7	3	1				
41	4		23	4	1		3		
42	1		20	4			1		
43			15	3					
44			13	10		1			
45	1		14	17					
46			15	22	1		2		
47			13	28		3			
48			14	22					
49			9	27	2		1		
50	1		8	37	2		52		
51			9	27	2		114		
52			12	23	1		33		
53	2		10	27	2		10		
54			14	29			13		
55			18	29	1		30		
56			7	34	2		6		
57	1		3	30	3		7		
58			9	40	5		6		
59			14	45	2		23		
60			11	39	3		8		
61	1		15	30	3		8		
62			7	44	5		6		
63			6	35	6		13		
64			10	21	9		4		
65			13	30	4		2		
66			6	29	4		8		
67			8	40	7		10		
68			11	39	22		3		
69			9	44	24		6		
70			7	41	14		7		
71			7	30	4				
72			9	26	19		5		
73	2		3	21	16		2		
74			3	28	8		7		
75			7	25	95		4		
76			7	25	24		2		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77	1		13	21	21				
78			3	11	5	2			
79			2	13	39				
80			4	15	8	2			
81			7	15	12	1			
82			3	21	7	1			
83			6	15	23	2			
84			2	20	7	1			
85			8	14	12	20			
86			6	10	11				
87			5	8	26				
88			4	13	13				
89			4	12	15				
90			3	11	9				
91			5	11	3				
92			1	5	3				
93	4		2	38	7				
94			6						
95			2						
96			4						
97									
98			2						
99			4						
100			1						
101			1						
102			3						
103			3						
104									
105									
106			1						
107									
108			1						
109			1						
110			3						
111			1						
112									
113			58						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	672	644	1,358	1,650	513	426	62	33	17

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給を示した（以下本表の各給料表について同じ。）。

適用職員数	5,375人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1		4	1		
2		1			
3					
4		2	1		
5		2	7		
6					
7					
8		3			
9		3	5		
10		1	1		
11					
12		7			
13		2	2		
14			1		
15		1	3		
16		9	1		
17		1	3		
18					
19					
20		6			
21		4	6		
22		2	3		
23					
24		2	1		
25		1	2		
26		2	2		
27		1			
28		1			
29		1	5		
30		2	1		
31			1		17
32					3
33			1		
34					2
35			1		1
36					
37				2	
38			1		2
39					1
40				1	
41					
42			2		
43					
44				2	
45			2		
46				1	
47				1	
48					1
49			1	2	1
50				1	
51				3	
52				1	
53			2	1	
54				3	
55				2	
56				1	
57				1	
58				3	
59				3	
60				1	
61			1	1	
62					
63				2	
64				2	
65					
66				2	
67			1		
68				2	
69					
70					
71					
72				1	
73				54	
74					
75					
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84			1		
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		58	59	93	28

適用職員数	238人
-------	------

医療職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16	2			
17				
18				
19				
20	3	2		
21		1		
22				
23				
24	3	1		
25		1		
26				
27	1			
28	2	2		
29				
30				
31	1			
32	1			
33				
34				
35				
36				
37	1			
38				1
39				
40				
41				
42				
43				1
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				1
54				
55				
56				
57				2
58				1
59				
60				2
61				1
62				
63				
64				
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
77	人	人	人	人
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	17	7		12

適用職員数	36人
-------	-----

医療職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1				1			
2							
3				1			
4		1	3				
5				2			
6				1			
7			2	1			
8			2	1			
9			1	4			
10			1	2			
11			1	2			
12		3	2	1			
13			3	3			
14			1	3			
15				2			
16		1	1				
17		4		4			
18				2			
19					2	1	
20				1			
21		1		3			
22				3			
23				1			
24							
25				4			
26				3			
27				1	1		1
28				1			15
29				2			2
30				2	1		
31				3	2		
32				1	1		
33				2	4	1	1
34				1			
35				4	3		
36				2	2	1	
37				3	1		
38				2			
39						1	
40						1	
41						2	
42				1		4	1
43				1		1	
44					1	4	
45					1	1	
46				2	2	3	
47						3	
48				1	1	1	
49				2	2	1	
50				1	1		
51			1		3	3	
52					1		
53					2	3	
54				1			
55					2	2	
56				2	2	1	
57					3	3	
58				1	3	1	
59					1	1	
60					1	1	
61					3	3	
62					1	1	
63				1	1		
64					2		
65		1			3	20	
66				1			
67							
68							
69				1			
70					2		
71							
72							
73				1			
74							
75							
76				1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
77	人	人	人	人	人	人	人
78				1			
79							
80							
81				2			
82							
83							
84					1		
85					9		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		11	18	90	67	64	20

適用職員数	270人
-------	------

医療職給料表（三）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人					
2						
3						
4						
5				1		
6				1		
7				2		
8				1		
9				2		
10				1		
11		5		2		
12				1		
13		1		1		
14		7				
15						
16						
17						
18		7				
19						
20		1				
21					2	
22		3				
23		3				
24						
25		1				
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35		1				
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						7
46						
47						1
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
89						
90						
91						
92						
93					18	
94						
95						
96				1		
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113				1		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		30	16	39	38	8

適用職員数	131人
-------	------

海事職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7					1	
8					2	
9						
10			1			
11				1		
12						
13		2				
14						
15					1	
16						
17		1				
18						
19			1			
20			1			
21						
22		1			1	
23					1	
24					1	
25			1			
26					2	
27						
28			1			
29			1		1	
30						
31						
32					1	
33						1
34						
35						
36						1
37						
38						1
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45					1	1
46						
47						
48					1	5
49						
50						2
51						1
52					1	1
53					1	1
54						1
55						
56						1
57					1	1
58						
59					1	
60						
61					1	
62						
63					1	
64						1
65					1	
66					1	
67						1
68						
69						
70					1	
71					1	
72						
73					1	
74					3	
75						
76						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77	人	人	人	人	人	人
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88				1		
89					6	
90						
91						
92						
93						
94						
95				1		
96						
97						
98						
99						
100						
101						
計		4	6	30	25	

適用職員数	65人
-------	-----

教育職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15			1	
16	1	1		1
17				
18				
19		1		
20				
21				
22				
23				
24				1
25				
26				
27				1
28				1
29				
30				
31			1	1
32				
33				
34			1	1
35				1
36	1			
37		1		1
38				
39				
40				
41				1
42				
43				
44				
45				1
46				
47				1
48				1
49			1	
50				1
51				
52				
53			1	
54			1	
55			2	1
56				1
57				1
58				1
59				
60	1			
61				1
62				
63				
64				1
65				
66	1			1
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77				
78				
79				
80			1	
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			3	
90				
91				
92				
93				
94	1			
95				
96				
97	1			
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117	1			
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特2				1
計	7	3	12	21

適用職員数	43人
-------	-----

教育職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1		20		
2				
3				
4		12		
5		3		
6		1		
7				
8		11		
9		1		
10		1		
11		2		
12		14		
13		6		
14		4		
15		1		
16		19		
17	1	5		
18	1	5		
19				
20		14		
21		7		
22		7		
23		7		
24	1	18		
25	1	7		1
26		8		2
27		10		2
28		23		3
29	1	8		4
30		7		4
31		12		31
32	2	33		5
33		12		
34		11		
35	1	10		5
36		24		1
37		9		18
38		9		
39	1	12		
40	1	25		
41	2	12		
42		10		
43	1	5		
44	2	21		
45	1	13		
46		7		
47	1	12		
48	3	29		
49	1	9		
50		14	1	
51	1	7		
52	2	30	1	
53		16	1	
54	1	16		
55		4	3	
56	1	25	1	
57	1	14	3	
58	1	17	7	
59	1	5	8	
60	2	27	8	
61		13	7	
62		16	6	
63		19	6	
64	1	31	3	
65		15	4	
66		18	2	
67		16	7	
68	3	37	2	
69	1	11	2	
70	1	18		
71		13	5	
72	4	34	3	
73	1	23	2	
74	1	24	2	
75		28	1	
76	1	45		

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77		22	16	
78	2	25		
79		16		
80	4	28		
81	4	21		
82		25		
83	1	20		
84	2	22		
85		18		
86	3	20		
87	4	21		
88		20		
89	2	22		
90		33		
91		31		
92	2	28		
93		28		
94	2	24		
95		36		
96	2	26		
97	1	24		
98	2	23		
99	1	30		
100		22		
101	1	29		
102		27		
103		30		
104		21		
105		23		
106		36		
107		26		
108		23		
109		19		
110		30		
111		30		
112	1	9		
113		27		
114		28		
115	1	35		
116	1	29		
117	1	37		
118		26		
119		48		
120		19		
121		31		
122		26		
123	1	34		
124		20		
125	1	31		
126	1	34		
127		18		
128	1	19		
129		21		
130		25		
131		23		
132	2	17		
133		28		
134		30		
135		23		
136	2	19		
137	1	33		
138	1	33		
139	1	45		
140	2	30		
141		31		
142	1	53		
143	1	61		
144		35		
145	1	250		
146				
147	2			
148				
149	2			
150	1			
151	2			
152	1			
153	9			
計	114	3,139	101	76

適用職員数	3,430人
-------	--------

教育職給料表（三）

号給	職務の級			
	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3		15		
4				
5				
6		5		
7		6		
8				
9				
10		5		
11		7		
12		2		
13		158		1
14		6		1
15		4		1
16		125		
17		39		
18		22		1
19		6		1
20		123		4
21		26		6
22		29		23
23		10	1	178
24		80	1	16
25		44	1	11
26		34		11
27		16		95
28		81	3	13
29		42	2	15
30		38		7
31		16	1	52
32		80	1	17
33		49	5	13
34		29	1	11
35		28	1	47
36		70		10
37		45	2	119
38		37	4	
39		20	1	
40		65	4	
41		46	1	
42		39	1	
43		34	6	
44		59	5	
45		42	2	
46		42	2	
47		38	3	
48		53	6	
49		37	6	
50		48	6	
51		31	3	
52		55	8	
53		41	2	
54		39	14	
55		16	11	
56		61	10	
57		30	3	
58		47	4	
59		25	6	
60		60	3	
61		32	12	
62		40	12	
63		31	10	
64		71	7	
65		39	7	
66		38	8	
67		41	11	
68		53	15	
69		45	15	
70		44	10	
71		40	11	
72		60	6	
73		45	9	
74		46	33	
75		21	17	
76		48	31	
77		45	28	
78		47	31	
79		21	11	
80		50	17	
81		53	9	
82		52	24	
83		36	11	
84		49	12	

号給	職務の級			
	1	2	3	4
	人	人	人	人
85		40	11	
86		36	33	
87		44	14	
88		42	7	
89		30	5	
90		39	22	
91		38	8	
92		45	7	
93		34	99	
94		45		
95		42		
96		69		
97		39		
98		56		
99		41		
100		44		
101		44		
102		55		
103		38		
104		42		
105		60		
106		49		
107		62		
108		51		
109		69		
110		55		
111		53		
112		30		
113		53		
114		38		
115		57		
116		65		
117		73		
118		57		
119		73		
120		47		
121		46		
122		60		
123		57		
124		35		
125		59		
126		74		
127		67		
128		52		
129		43		
130		53		
131		55		
132		47		
133		66		
134		55		
135		70		
136		48		
137		54		
138		41		
139		35		
140		41		
141		46		
142		50		
143		57		
144		64		
145		60		
146		63		
147		77		
148		57		
149		66		
150		69		
151		78		
152		79		
153		109		
154		116		
155		189		
156		142		
157		998		
計		8,385	693	653

適用職員数	9,731人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3	17								
4									
5									
6	32								
7	4								
8	2								
9									
10	2								
11	4								
12	35								
13	1								
14	7								
15	2								
16	38	2							
17	1	1							
18	7	4							
19	15								
20	36	54							
21		1							
22	39	15							
23	5	1							
24	33	54							
25	1								
26	5	31							
27		2							
28	2	64		2		1			
29							1		
30	2	27		1		1			6
31	1	2							3
32	4	66	18	5	1				
33	1	1	3			1			
34		23	19	7					1
35	1	1				1			
36	1	49	18	6	1				
37		3	1			1			
38	2	19	24	6	2				1
39	1	7	1		1				
40	2	42	24	11		1			1
41		12	2	1					
42	2	25	22	12	2	1			
43		4	1	1		3			
44		23	21	9	1	2		2	
45		4	2		1	2		6	
46		18	24	15	2	1		3	
47		1	1	1	2			5	
48		24	39	10	2	2		3	
49		1	2	1		1		1	
50		16	34	18		1		1	
51			1		1	1			
52		18	25	8	3	5	1		
53		1	2	4	2	2	5	2	
54		16	32	20	2	1	3		
55			1	1		1	17	1	
56		22	39	12	6	1	1		
57		1	2	1	15	2	5		
58		16	32	5	5	3	2		
59		1	1	3	5	3	8		
60		1	42	15	8		3		
61			2	6	5	3	1		
62			36	14	3	4			
63			3	9	4	1	3		
64		1	27	13	7	2	1		
65			9	7	2	3	2		
66		1	23	8	2	1	1		
67			1	4	10	1	9		
68			25	20	6	3			
69			1	12	13	6	5		
70		1	32	13	5	1			
71			3	11	5	3	3		
72			20	18	3	1	1		
73			3	12	10	3	1		
74			21	13	5	3	3		
75			1	9	7	3	4		
76			20	18	8	1	1		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			2	10	7	1	3		
78			15	17	2	2			
79			3	16	10	4	3		
80			17	10	3	1	1		
81			6	12	6	3	2		
82			14	5	2	1			
83			5	10	6	9			
84			2	10	5	3	1		
85			1	3	5	3	4		
86			2	1	1	1			
87	1			3	2	5			
88			1	2	7	1			
89			1	2	5	4			
90			1	5	6	2			
91			2		4	4			
92			1	2	5	2			
93				1	122	32			
94			2						
95			1	5					
96				4					
97			1	2					
98			3	5					
99									
100			1	2					
101			1	1					
102			1	2					
103			3	2					
104				2					
105			1	1					
106									
107				3					
108				4					
109			2	4					
110				2					
111			1	1					
112			2	1					
113				2					
114				1					
115				2					
116				5					
117				1					
118									
119				4					
120			1	3					
121				1					
122				2					
123			1	1					
124				1					
125				64					
126									
127									
128									
129			1						
130			1						
131			1						
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145		1							
計	306	677	756	599	355	155	95	24	12

適用職員数	2,979人
-------	--------

第11表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員及び平均給料月額

行政職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					27	155,000			27	155,000
19					41	157,890			41	157,890
20			12	165,350	29	162,214			41	163,132
21			18	169,039	26	167,858			44	168,341
22	89	184,873	15	173,593	26	173,531			130	181,303
23	102	188,831	11	181,355	23	182,757			136	187,199
24	116	194,614	12	189,975	22	187,523			150	193,203
25	114	203,375	17	197,341	20	198,500			151	202,050
26	97	211,856	9	201,689	8	203,275			114	210,451
27	127	216,855	3	222,733	22	216,632			152	216,939
28	100	223,150	14	222,121	20	224,365			134	223,224
29	93	231,566	10	225,890	13	223,985			116	230,227
30	110	240,827	7	237,914	18	242,050			135	240,839
31	92	247,599	11	239,355	10	241,290			113	246,238
32	81	254,483	6	253,917	19	247,105			106	253,128
33	78	257,727	5	258,440	21	253,652			104	256,938
34	85	263,152	5	261,100	17	267,000			107	263,667
35	80	269,505	2	262,100	6	248,317			88	267,892
36	49	277,804	4	277,550	10	280,800			63	278,263
37	54	284,094	5	266,020	26	293,992			85	286,059
38	52	288,992	4	274,825	28	298,664			84	291,542
39	53	297,083	7	288,543	22	290,318			82	294,539
40	40	305,938	x	x	35	311,789			76	308,692
41	51	319,626	4	314,450	31	322,126			86	320,286
42	56	331,654	4	334,544	19	327,184			79	330,725
43	69	344,255	6	337,600	31	331,954			106	340,281
44	57	352,473	7	342,329	37	344,916	x	x	102	348,817
45	75	356,524	13	353,038	47	348,615			135	353,435
46	82	362,239	21	351,024	36	353,733			139	358,342
47	86	362,520	14	353,907	52	356,898	x	x	153	359,825
48	126	368,003	20	364,770	59	359,841	x	x	206	365,095
49	123	375,570	22	369,654	43	364,540	x	x	189	372,126
50	99	378,721	29	367,438	50	367,332	x	x	179	373,485
51	139	379,116	20	371,830	46	369,587	2	370,100	207	376,208
52	121	385,029	32	380,928	58	370,893			211	380,522
53	114	387,989	10	379,520	38	380,108			162	385,617
54	146	391,810	21	388,886	49	378,845	2	355,850	218	388,284
55	132	397,723	22	388,155	54	379,770	x	x	209	391,938
56	114	398,320	14	392,764	50	384,074	x	x	179	393,717
57	126	398,538	17	389,776	63	387,609			206	394,473
58	99	402,278	15	396,427	46	386,759			160	397,268
59	107	409,202	14	399,043	48	389,340	x	x	170	402,486
60以上										
合 計	3,534	313,566	483	314,137	1,346	314,709	12	351,992	5,375	313,990

(注) 1 平均給料月額は、平成18年切替えに伴う経過措置額を含んだ額である（以下本表の各給料表について同じ。）。
 2 「x」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表の各給料表について同じ。）。

研究職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	2	199,400							2	199,400
23	3	201,900							3	201,900
24	9	213,533							9	213,533
25	7	227,029							7	227,029
26	12	232,025							12	232,025
27	5	245,480							5	245,480
28	8	240,725							8	240,725
29	6	262,583							6	262,583
30	11	278,009							11	278,009
31	6	290,717							6	290,717
32	5	308,780							5	308,780
33	6	316,367							6	316,367
34	5	321,920							5	321,920
35	5	330,560			x	x			6	330,433
36	6	343,450							6	343,450
37	7	342,743							7	342,743
38	5	353,880							5	353,880
39										
40										
41	2	337,450			x	x			3	347,967
42	3	377,367							3	377,367
43	3	400,433							3	400,433
44	x	x							x	x
45	x	x							x	x
46	4	422,400							4	422,400
47	4	417,000							4	417,000
48	8	426,563							8	426,563
49	3	427,567							3	427,567
50	7	428,171							7	428,171
51	7	427,743							7	427,743
52	8	438,650							8	438,650
53	6	440,500							6	440,500
54	12	440,967							12	440,967
55	12	447,517							12	447,517
56	9	450,533							9	450,533
57	13	454,608							13	454,608
58	9	467,733							9	467,733
59	15	456,373	x	x					16	457,063
60以上										
合 計	235	363,619	x	x	2	349,400			238	363,936

医療職給料表（一）

年齢	項目	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
		職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
歳		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24		x	x							x	x
25											
26		x	x							x	x
27		4	317,150							4	317,150
28		4	326,900							4	326,900
29		5	332,120							5	332,120
30		x	x							x	x
31		x	x							x	x
32											
33		x	x							x	x
34		3	403,700							3	403,700
35		x	x							x	x
36		x	x							x	x
37											
38		x	x							x	x
39											
40											
41											
42											
43											
44											
45											
46											
47		x	x							x	x
48											
49											
50											
51											
52		x	x							x	x
53											
54											
55											
56											
57		x	x							x	x
58		x	x							x	x
59		x	x							x	x
60以上		7	565,700							7	565,700
合 計		36	421,458							36	421,458

医療職給料表（二）

年齢	学 歴		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	項目	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	x	x							x	x
24	x	x							x	x
25	5	217,160							5	217,160
26	5	222,640							5	222,640
27	4	243,325							4	243,325
28	x	x	2	239,450					3	238,567
29	6	246,483							6	246,483
30	6	260,250							6	260,250
31	6	265,150							6	265,150
32	6	263,850							6	263,850
33	9	273,389							9	273,389
34	7	273,386							7	273,386
35	10	279,690							10	279,690
36	4	294,800							4	294,800
37	13	291,654	x	x					14	292,200
38	10	295,680							10	295,680
39	4	321,475							4	321,475
40	6	336,133							6	336,133
41	7	339,914	x	x					8	338,813
42	4	324,450							4	324,450
43	x	x							x	x
44	6	356,267							6	356,267
45	3	359,167							3	359,167
46	9	372,133	x	x					10	371,430
47	10	353,110	x	x					11	352,218
48	8	389,150	2	358,550					10	383,030
49	12	368,033							12	368,033
50	9	385,400							9	385,400
51	9	388,489							9	388,489
52	9	396,522	x	x					10	396,920
53	9	398,978	x	x					10	399,410
54	7	387,843	x	x					8	387,925
55	7	394,529							7	394,529
56	12	403,942							12	403,942
57	7	409,214	3	392,700					10	404,260
58	6	420,083							6	420,083
59	15	415,567	2	400,850					17	413,835
60以上										
合 計	254	339,252	16	356,681					270	340,284

医療職給料表（三）

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	5	216,600							5	216,600
23	7	220,400							7	220,400
24	6	226,200	x	x					7	225,400
25	6	230,867							6	230,867
26	6	243,983							6	243,983
27	5	249,800							5	249,800
28	4	253,375	2	254,250					6	253,667
29	2	264,450	x	x					3	265,700
30	3	268,900							3	268,900
31	4	273,425	x	x					5	272,680
32	5	279,340	x	x					6	278,950
33	3	284,667	2	265,900					5	277,160
34	3	288,633							3	288,633
35	x	x							x	x
36	x	x							x	x
37	x	x	x	x					2	299,550
38	3	308,167							3	308,167
39	4	296,500							4	296,500
40	x	x							x	x
41	3	333,900							3	333,900
42										
43			x	x					x	x
44	2	368,250							2	368,250
45	2	364,000							2	364,000
46	3	377,667							3	377,667
47	4	379,050	x	x					5	367,840
48										
49	4	385,025							4	385,025
50			x	x					x	x
51	x	x							x	x
52	2	392,700							2	392,700
53	3	393,700							3	393,700
54	5	392,380							5	392,380
55	3	388,133							3	388,133
56	4	393,700							4	393,700
57	3	405,633							3	405,633
58	4	398,175							4	398,175
59	6	408,600							6	408,600
60以上										
合 計	119	310,071	12	285,475					131	307,818

海 事 職 給 料 表

年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
項目	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21			2	211,900					2	211,900
22			x	x					x	x
23			x	x					x	x
24										
25					x	x			x	x
26										
27					x	x			x	x
28										
29	x	x							x	x
30			2	288,850					2	288,850
31			2	288,300					2	288,300
32										
33					x	x			x	x
34										
35	x	x	x	x					2	314,050
36					3	292,233			3	292,233
37	x	x	x	x					2	324,300
38										
39			x	x	x	x			2	351,250
40					x	x			x	x
41					2	362,950			2	362,950
42			x	x					x	x
43					x	x			x	x
44					3	377,867			3	377,867
45			x	x	x	x			2	348,750
46	2	384,250							2	384,250
47							x	x	x	x
48					x	x			x	x
49	x	x	x	x	2	410,400	x	x	5	402,040
50	x	x	x	x	2	392,400			4	394,225
51	x	x							x	x
52	x	x	2	414,150					3	414,267
53	x	x	x	x					2	348,500
54	x	x			3	406,067			4	412,975
55					4	413,525			4	413,525
56			x	x	2	400,650			3	407,600
57					x	x	x	x	2	390,800
58					x	x			x	x
59					x	x			x	x
60以上										
合 計	11	369,509	19	327,053	32	370,678	3	362,000	65	357,328

教育職給料表（一）

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28			x	x					x	x
29										
30	x	x							x	x
31	x	x							x	x
32										
33	x	x							x	x
34										
35										
36	2	348,100							2	348,100
37										
38										
39										
40	x	x							x	x
41	2	368,300							2	368,300
42	x	x							x	x
43	x	x							x	x
44	x	x							x	x
45	x	x							x	x
46										
47	3	432,233							3	432,233
48	x	x							x	x
49	3	480,833							3	480,833
50	x	x							x	x
51	x	x							x	x
52	x	x							x	x
53	x	x	x	x					2	455,600
54	3	494,100							3	494,100
55	x	x							x	x
56			x	x					x	x
57	3	526,500							3	526,500
58										
59	3	510,967							3	510,967
60以上	7	522,700							7	522,700
合 計	40	452,003	3	356,133					43	445,314

教育職給料表（二）

年齢	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
項目	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	17	208,000							17	208,000
23	18	212,156			2	195,750			20	210,515
24	17	220,224							17	220,224
25	22	227,777							22	227,777
26	27	234,415			2	220,700			29	233,469
27	24	243,821							24	243,821
28	37	252,041	2	248,900	x	x			40	251,135
29	42	262,762	3	252,233					45	262,060
30	44	272,493	x	x					45	271,789
31	57	277,500	4	272,925	x	x			62	276,848
32	51	285,394	4	262,775	2	241,000			57	282,249
33	49	292,059	4	283,975	2	263,650			55	290,438
34	63	301,705	x	x	x	x			65	300,312
35	54	312,052	x	x					55	311,511
36	47	317,068	2	274,700	x	x			50	313,782
37	62	320,634	x	x					63	320,235
38	79	334,470	2	329,250					81	334,341
39	74	339,764	7	308,186					81	337,035
40	88	350,144	4	344,725	x	x			93	349,060
41	97	357,926	5	322,260	x	x			103	355,651
42	99	361,097	4	323,850	4	340,500			107	358,935
43	75	369,797	5	337,180	2	317,650			82	366,537
44	119	377,747	3	363,733	2	325,200			124	376,560
45	124	384,132	4	366,175	2	308,250			130	382,412
46	125	390,079	6	383,750					131	389,789
47	124	396,859	12	378,950	2	359,000			138	394,753
48	122	402,136	4	380,650	2	384,150			128	401,184
49	157	406,027	13	385,515	x	x			171	403,989
50	181	409,477	16	402,788	2	363,450			199	408,477
51	174	411,491	11	393,700	6	391,567			191	409,841
52	119	416,149	19	402,174	x	x			139	413,894
53	125	417,298	14	393,464	2	388,850			141	414,528
54	117	420,121	7	381,100					124	417,919
55	117	422,205	17	404,118	3	340,967			137	418,182
56	88	424,875	9	390,367	7	406,657			104	420,663
57	112	423,962	10	399,650	2	390,400			124	421,460
58	98	422,840	13	386,538	4	392,525			115	417,682
59	111	426,395	8	399,713	2	391,350			121	424,051
60以上										
合計	3,156	373,732	216	370,760	58	339,359			3,430	372,964

教育職給料表（三）

年齢	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
項目	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20			15	184,900					15	184,900
21			11	192,245					11	192,245
22	140	208,000	11	201,618					151	207,535
23	168	212,775	12	209,517					180	212,558
24	173	219,489	12	214,842					185	219,188
25	135	227,173	18	223,133					153	226,697
26	164	234,535	12	229,800					176	234,213
27	146	242,904	8	235,400					154	242,514
28	157	253,034	7	242,957					164	252,604
29	139	262,936	5	252,440					144	262,572
30	156	269,573	6	256,167					162	269,077
31	153	278,267	11	266,109					164	277,452
32	137	285,233	8	281,225					145	285,012
33	149	293,170	13	280,262					162	292,135
34	137	301,520	5	296,460					142	301,342
35	181	310,106	9	294,844					190	309,383
36	128	318,365	11	304,509					139	317,268
37	161	325,127	24	317,575					185	324,147
38	155	334,281	18	325,556					173	333,373
39	182	341,280	23	335,530					205	340,635
40	159	350,514	13	327,015					172	348,738
41	167	359,059	27	347,822					194	357,495
42	173	364,491	17	355,765					190	363,710
43	174	370,509	29	360,452					203	369,072
44	179	375,294	28	371,779					207	374,818
45	242	380,600	40	375,160					282	379,828
46	222	384,831	49	377,104					271	383,434
47	285	391,243	69	386,146					354	390,250
48	323	397,137	84	388,204					407	395,293
49	321	400,007	97	394,105					418	398,638
50	333	403,558	119	398,955					452	402,346
51	320	407,485	144	403,461					464	406,236
52	285	410,861	132	404,612					417	408,883
53	295	413,311	114	406,686					409	411,464
54	285	415,368	171	408,867					456	412,930
55	280	416,936	144	408,807					424	414,175
56	225	419,007	91	410,487					316	416,553
57	261	420,180	127	412,906					388	417,799
58	251	422,296	104	409,263					355	418,478
59	263	422,806	89	409,175					352	419,360
60以上										
合計	7,804	355,168	1,927	382,606					9,731	360,602

公安職給料表

年齢	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
項目	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					11	178,500			11	178,500
19					28	182,607			28	182,607
20					37	190,770			37	190,770
21					55	198,620			55	198,620
22	13	208,200			47	206,560			60	206,915
23	33	214,024			39	215,395			72	214,767
24	36	226,661			51	225,676			87	226,084
25	25	234,712			41	234,356			66	234,491
26	45	240,896			61	240,910			106	240,904
27	49	247,582			48	246,342			97	246,968
28	31	253,632			47	254,226			78	253,990
29	50	258,390			36	258,711			86	258,524
30	44	264,036			43	264,379			87	264,206
31	46	268,291			48	271,106			94	269,729
32	49	271,884			40	275,588			89	273,548
33	51	280,506			36	283,222			87	281,630
34	51	291,833			57	288,091			108	289,858
35	62	295,632			55	297,860			117	296,679
36	72	308,239			37	305,616			109	307,349
37	49	316,202			62	311,061			111	313,331
38	55	320,338			49	324,514			104	322,306
39	52	327,763			47	336,623			99	331,970
40	39	340,162			41	336,322			80	338,194
41	46	341,296			46	353,339			92	347,317
42	45	358,956			27	358,863			72	358,921
43	56	372,255			31	359,626			87	367,755
44	37	371,411			32	377,953			69	374,445
45	49	388,910			34	384,259			83	387,005
46	25	396,768			34	387,832			59	391,619
47	38	400,861			30	396,580			68	398,972
48	28	406,454			41	398,446			69	401,696
49	16	417,281			36	404,561			52	408,475
50	17	415,318			35	413,660			52	414,202
51	17	412,953	x	x	22	405,541			40	408,438
52	17	415,753			31	413,935			48	414,579
53	16	416,831			23	419,143			39	418,195
54	22	424,691	x	x	17	423,806			40	424,358
55	26	415,954			29	418,738			55	417,422
56	22	414,745			23	425,804			45	420,398
57	37	419,062			22	421,841			59	420,098
58	20	422,680			12	428,250			32	424,769
59	26	427,996			24	418,954			50	423,656
60以上										
合計	1,412	324,972	2	410,900	1,565	309,457			2,979	316,879

第12表 暫定再任用職員の給料表別，級別人員

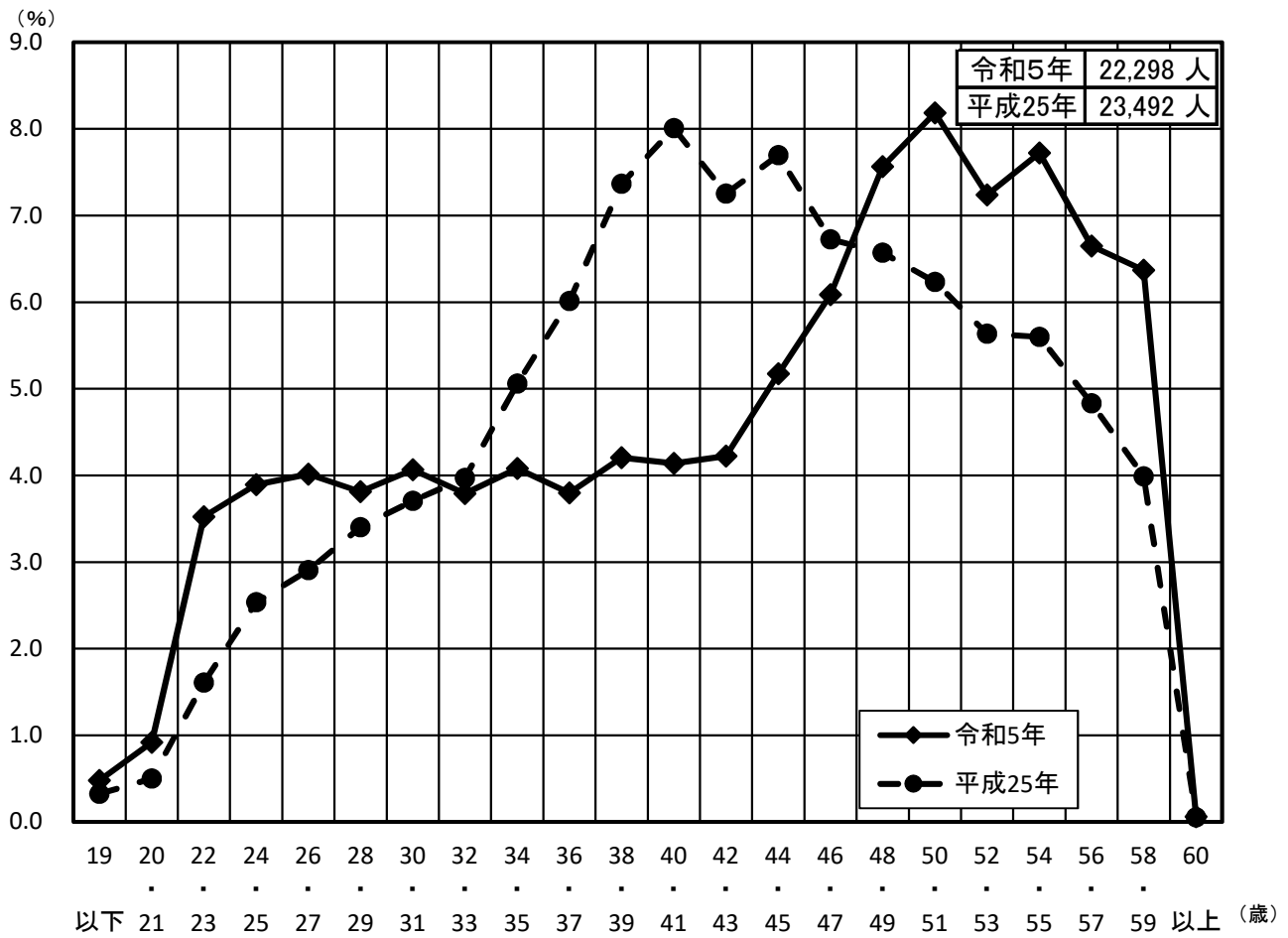
1 フルタイム勤務職員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	358	人	人	人	309	47	2				
研究職給料表	9				9						
医療職給料表（二）	7					7					
医療職給料表（三）	2					2					
海事職給料表	4					3	1				
教育職給料表（二）	241	31	209			1					
教育職給料表（三）	610		606			4					
公安職給料表	33				28	5					
給料表計	1,264										
60歳	(354)										
61歳	(279)										
62歳	(225)										
63歳	(244)										
64歳	(162)										

2 短時間勤務職員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	38	人	人	人	36	1	1				
医療職給料表（三）	1					1					
教育職給料表（三）	27			27							
給料表計	66										
60歳	(9)										
61歳	(10)										
62歳	(10)										
63歳	(12)										
64歳	(25)										

第13表 年齢階層別人員構成比（令和5年と平成25年の比較）全職員



2 職種別民間給与実態調査結果

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 617事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から121事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第14表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

ア 調査実人員は、4,060人（うち初任給関係職種320人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は3,356人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は30,157人であり、うち、行政職に相当するものは15,546人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 102	事業所 9	事業所 10	事業所 14	事業所 47	事業所 22
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	11	2	0	0	5	4
製 造 業	34	1	6	5	12	10
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	18	2	2	4	9	1
卸 売 業 ， 小 売 業	6	0	0	2	2	2
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	5	1	0	1	3	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	28	3	2	2	16	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか，企業規模，事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所，調査不能の事業所が16所あった。
 2 調査対象事業所121所から企業規模，事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた118所に占める調査完了事業所102所の割合（調査完了率）は，86.4%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	186,818	191,377	182,683	x
	短 大 卒	162,282	165,437	156,951	-
	高 校 卒	158,960	165,255	151,946	-
新 卒 技 術 者	大 学 卒	238,855	241,206	164,361	-
	短 大 卒	187,559	193,744	x	x
	高 校 卒	169,328	172,283	156,471	x
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	214,311	224,804	181,370	x
	短 大 卒	175,210	181,657	155,120	x
	高 校 卒	162,904	168,516	152,965	x

- (注) 1 金額は，基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり，時間外手当，家族手当，通勤手当等，特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 2 「x」は，調査事業所が1事業所の場合である。

第16表 県内民間の企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支 給する給与		(A)-(B)		
			(A)	うち時間 外手当(B)			
支店長	3	53.3	642,282	154	642,128	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、 本表3企業規模100人以上 500人未満及び 本表4企業規模50人以上100 人未満の対応 級欄参照
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	3	53.3	642,282	154	642,128		
中学卒	-	-	-	-	-		
工場長	3	56.3	684,133	0	684,133		
大学卒	x	x	x	x	x		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	58.0	731,199	0	731,199		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	133	54.0	547,053	14,330	532,723	2課以上又は構 成員20人以上 の部の長 職能資格等が 上記部の長と 同等と認められ る部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者 を除く。)	同上
大学卒	65	53.7	580,447	10,699	569,748		
短大卒	13	52.4	455,241	3,708	451,533		
高校卒	55	55.0	524,983	21,889	503,094		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	53	53.2	626,758	71,572	555,186		
大学卒	32	51.9	633,322	69,790	563,532		
短大卒	2	52.9	600,035	76,973	523,062		
高校卒	19	55.1	619,706	73,667	546,039		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	63	52.4	503,538	10,555	492,983	前記部長に事 故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が 上記部の次長 と同等と認めら れる部の次長 及び部次長級 専門職 中間職(部長一 課長間)	同上
大学卒	41	52.0	539,501	12,691	526,810		
短大卒	4	55.0	405,006	1,423	403,583		
高校卒	18	53.0	436,986	7,236	429,750		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	13	52.3	499,862	68,643	431,219		
大学卒	8	52.1	558,670	95,522	463,148		
短大卒	2	56.5	393,553	29,039	364,514		
高校卒	3	49.6	443,624	36,114	407,510		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	270	49.4	465,219	22,310	442,909	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認められ る課の長及び 課長級専門職	同上
大学卒	151	48.8	463,726	17,648	446,078		
短大卒	33	48.5	404,738	19,140	385,598		
高校卒	85	51.0	490,416	32,582	457,834		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術課長	159	47.5	558,077	77,724	480,353		
大学卒	77	46.7	574,926	83,064	491,862		
短大卒	22	47.1	576,728	107,798	468,930		
高校卒	60	48.7	528,672	58,851	469,821		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から
職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額				備考	対応級		
			きまって支給する給与		(A)-(B)	備考			対応級	
			(A)	うち時間 外手当(B)						
	人	歳	円	円	円					
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	82	47.2	434,525	27,797	406,728	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表2企業規模500人以上, 本表3企業規模100人以上 500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照		
	大学卒	36	44.7	429,630	28,621	401,009				
	短大卒	11	51.9	438,468	7,576	430,892				
	高校卒	33	48.8	431,570	32,554	399,016				
	中学卒	2	40.5	609,372	68,657	540,715				
	技術課長代理	27	49.3	486,534	56,435	430,099				
	大学卒	5	46.3	512,792	103,235	409,557				
	短大卒	x	x	x	x	x				
	高校卒	21	50.1	477,342	40,105	437,237				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	401	43.8	392,955	37,442	355,513			係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	201	41.2	390,266	40,099	350,167				
	短大卒	63	45.3	362,656	32,922	329,734				
	高校卒	137	47.0	409,822	35,307	374,515				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術係長	204	44.6	453,408	55,052	398,356				
	大学卒	69	42.1	447,748	48,062	399,686				
	短大卒	39	41.9	443,373	64,596	378,777				
	高校卒	93	47.9	464,509	57,963	406,546				
	中学卒	3	41.0	363,233	1,842	361,391				
事務主任	250	41.3	328,811	31,226	297,585	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上			
大学卒	96	37.2	313,468	31,125	282,343					
短大卒	46	44.0	349,174	32,099	317,075					
高校卒	107	43.6	332,410	31,076	301,334					
中学卒	x	x	x	x	x					
技術主任	167	38.8	359,840	52,010	307,830					
大学卒	64	35.9	370,623	62,362	308,261					
短大卒	42	38.2	343,163	47,957	295,206					
高校卒	61	42.7	359,161	42,487	316,674					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	833	34.0	249,447	22,359	227,088				同上	
大学卒	275	31.0	261,521	26,217	235,304					
短大卒	220	33.8	236,576	15,745	220,831					
高校卒	335	36.8	248,688	24,136	224,552					
中学卒	3	37.8	228,727	3,269	225,458					
技術係員	427	32.0	300,816	43,335	257,481					
大学卒	198	31.2	317,953	48,688	269,265					
短大卒	72	33.6	285,597	30,399	255,198					
高校卒	157	32.3	287,878	42,842	245,036					
中学卒	-	-	-	-	-					

(注) 「中間職(課長(係長)一係長(係員)間)」とは、課長(係長)と係長(係員)の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長(係長)と係長(係員)の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

2 企業規模500人以上

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまって支給する給与 (A)		(A)-(B)		
				うち時間 外手当 (B)				
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	3	53.3	642,282	154	642,128	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	3	53.3	642,282	154	642,128		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	3	56.3	684,133	0	684,133		
	大学卒	x	x	x	x	x		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	2	58.0	731,199	0	731,199		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	51	53.6	660,233	31,760	628,473	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	26	53.1	679,110	20,005	659,105		
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	24	54.5	643,426	50,450	592,976			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部長	39	52.7	703,415	97,156	606,259			
大学卒	26	51.4	695,672	83,656	612,016			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	12	55.0	719,810	116,972	602,838			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	39	52.1	546,131	10,308	535,823	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	32	51.8	551,885	11,042	540,843			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	6	52.8	532,463	8,038	524,425			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	7	52.1	629,147	130,670	498,477			
大学卒	6	52.0	629,632	127,768	501,864			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	x	x	x	x	x			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長	123	49.1	501,284	39,227	462,057	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職7級 " 8級	
大学卒	63	47.8	483,065	29,060	454,005			
短大卒	10	47.4	459,768	53,771	405,997			
高校卒	49	51.1	533,989	51,914	482,075			
中学卒	x	x	x	x	x			
技術課長	102	46.9	608,436	106,167	502,269			
大学卒	50	46.2	623,003	112,734	510,269			
短大卒	17	46.7	603,327	130,886	472,441			
高校卒	35	48.1	590,132	84,363	505,769			
中学卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与		(A)-(B)		
			(A)	うち時間 外手当(B)			
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職5級 " 6級
大学卒	30	44.7	477,744	59,141	418,603		
短大卒	11	42.7	463,775	60,735	403,040		
高校卒	x	x	x	x	x		
中学卒	16	46.8	473,077	59,842	413,235		
事務課長代理	25	48.2	504,064	62,807	441,257		
大学卒	5	46.3	512,792	103,235	409,557		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	19	48.8	499,393	46,159	453,234		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	157	43.1	441,870	51,694	390,176	係の長及び係長級専門職	行政職3級 " 4級
大学卒	68	39.1	425,470	57,631	367,839		
短大卒	25	43.2	362,216	39,371	322,845		
高校卒	64	48.0	487,001	48,385	438,616		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	99	42.9	515,578	89,168	426,410		
大学卒	34	38.1	494,112	80,085	414,027		
短大卒	25	39.7	474,310	94,659	379,651		
高校卒	40	48.5	555,512	93,643	461,869		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	88	44.5	387,694	39,188	348,506	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級、4級)
大学卒	15	37.6	381,565	31,998	349,567		
短大卒	27	46.2	383,182	38,454	344,728		
高校卒	45	45.5	392,977	42,721	350,256		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術主任	79	37.0	401,363	55,745	345,618		
大学卒	29	34.9	419,283	61,656	357,627		
短大卒	22	36.1	373,990	53,176	320,814		
高校卒	28	39.8	403,885	51,568	352,317		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	301	33.5	262,455	26,694	235,761		行政職1級
大学卒	76	29.8	272,107	38,623	233,484		
短大卒	94	31.8	245,260	19,051	226,209		
高校卒	130	37.7	271,612	25,745	245,867		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係員	195	29.0	315,374	51,459	263,915		
大学卒	100	28.7	333,775	54,532	279,243		
短大卒	20	31.5	300,893	34,143	266,750		
高校卒	75	28.4	300,462	53,422	247,040		
中学卒	-	-	-	-	-		

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)			
								円
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級 " 8級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務	事務部長	74	54.6	484,590	3,602	480,988	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	37	54.5	509,597	3,659	505,938		
	短大卒	11	52.9	466,614	4,347	462,267		
	高校卒	26	55.5	456,448	3,206	453,242		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術	技術部長	9	51.5	464,139	12,577	451,562	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
	大学卒	5	52.1	423,197	22,754	400,443		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	3	50.5	507,610	0	507,610		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関係	事務部次長	21	53.4	431,051	12,539	418,512	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
	大学卒	9	52.7	486,158	19,795	466,363		
	短大卒	3	54.3	397,789	1,869	395,920		
	高校卒	9	53.8	386,594	8,759	377,835		
	中学卒	-	-	-	-	-		
職種	技術部次長	3	53.0	413,005	38,667	374,338	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
	大学卒	2	52.5	412,283	29,000	383,283		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務	事務課長	141	49.7	439,214	9,057	430,157	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級 " 6級
	大学卒	86	49.4	450,779	9,444	441,335		
	短大卒	21	48.7	384,457	6,939	377,518		
	高校卒	34	50.9	443,964	9,390	434,574		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	50	48.5	445,847	10,749	435,098		
	大学卒	25	47.6	458,569	10,286	448,283		
	短大卒	4	50.5	498,713	0	498,713		
	高校卒	21	49.2	420,798	13,334	407,464		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級			
			きまって支給する給与 (A)		(A)-(B)					
			うち時間 外手当(B)							
人	歳	円	円	円						
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	49	48.5	423,108	13,722	409,386	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級		
	大学卒	23	45.8	425,620	14,892	410,728				
	短大卒	9	52.4	452,042	8,901	443,141				
	高校卒	17	50.1	404,369	14,672	389,697				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	x	x	x	x	x				
	大学卒	-	-	-	-	-				
	短大卒	-	-	-	-	-				
	高校卒	x	x	x	x	x				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	228	44.1	363,608	28,151	335,457			係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	128	42.5	370,413	29,364	341,049				
	短大卒	37	46.5	365,618	29,866	335,752				
	高校卒	63	46.0	348,720	24,704	324,016				
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係長	87	46.4	394,509	16,183	378,326					
大学卒	33	46.2	403,617	15,124	388,493					
短大卒	12	46.2	396,314	9,321	386,993					
高校卒	40	46.9	383,706	20,358	363,348					
中学卒	2	42.0	413,648	0	413,648					
事務主任	156	39.2	297,211	27,350	269,861	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)			
大学卒	81	37.1	300,578	30,959	269,619					
短大卒	19	40.6	296,200	22,201	273,999					
高校卒	56	41.7	292,742	24,013	268,729					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術主任	59	39.9	321,489	53,433	268,056					
大学卒	32	36.5	328,847	64,471	264,376					
短大卒	9	40.7	302,847	43,238	259,609					
高校卒	18	47.1	317,575	35,458	282,117					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	439	33.6	244,360	19,437	224,923				行政職1級	
大学卒	172	30.6	259,787	20,088	239,699					
短大卒	109	35.4	230,384	12,314	218,070					
高校卒	158	35.5	236,893	23,562	213,331					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係員	170	35.9	278,937	33,648	245,289					
大学卒	87	35.1	295,552	42,197	253,355					
短大卒	30	32.8	269,721	29,706	240,015					
高校卒	53	39.4	253,831	20,174	233,657					
中学卒	-	-	-	-	-					

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与		(A)-(B)			
			(A)	うち時間 外手当 (B)				
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級 " 7級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	8	51.5	383,705	0	383,705	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上	
	大学卒	2	46.5	393,086	0			393,086
	短大卒	x	x	x	x			x
	高校卒	5	54.4	385,221	0			385,221
	中学卒	-	-	-	-			-
技術部長	5	59.6	392,814	2,231	390,583			
	大学卒	x	x	x	x			x
	短大卒	-	-	-	-			-
	高校卒	4	59.0	407,487	1,584			405,903
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	3	51.0	314,618	0	314,618	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
	大学卒	-	-	-	-			-
	短大卒	-	-	-	-			-
	高校卒	3	51.0	314,618	0			314,618
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	3	52.0	381,230	0	381,230			
	大学卒	-	-	-	-			-
	短大卒	x	x	x	x			x
	高校卒	2	48.5	385,545	0			385,545
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長	6	51.0	363,937	917	363,020	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級	
	大学卒	2	51.0	390,705	0			390,705
	短大卒	2	51.0	388,605	2,750			385,855
	高校卒	2	51.0	312,500	0			312,500
	中学卒	-	-	-	-			-
技術課長	7	51.1	378,294	3,017	375,277			
	大学卒	2	51.0	429,924	6,242			423,682
	短大卒	x	x	x	x			x
	高校卒	4	53.5	382,278	2,158			380,120
中学卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与		(A)-(B)		
			(A)	うち時間 外手当(B)			
事務課長代理	3	43.3	277,720	11,833	265,887	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級
大学卒	2	41.5	291,550	17,750	273,800		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	x	x	x	x	x		
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	x	x	x	x	x		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	16	45.9	255,500	8,687	246,813	係の長及び係長級専門職	行政職3級
大学卒	5	44.2	285,818	11,257	274,561		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	10	46.6	240,346	8,271	232,075		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	18	46.8	298,410	16,160	282,250		
大学卒	2	46.5	309,918	19,213	290,705		
短大卒	2	42.5	297,995	12,565	285,430		
高校卒	13	48.2	299,494	17,060	282,434		
中学卒	x	x	x	x	x		
事務主任	6	48.2	246,320	8,767	237,553	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	6	48.2	246,320	8,767	237,553		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	29	43.1	298,907	32,472	266,435		
大学卒	3	41.3	318,834	39,097	279,737		
短大卒	11	41.2	303,833	38,530	265,303		
高校卒	15	44.9	291,309	26,704	264,605		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	93	38.8	221,279	19,374	201,905		行政職1級
大学卒	27	38.7	232,579	21,438	211,141		
短大卒	17	38.6	207,489	12,169	195,320		
高校卒	47	39.1	222,824	21,379	201,445		
中学卒	2	37.0	149,637	5,612	144,025		
技術係員	62	39.9	274,378	21,071	253,307		
大学卒	11	35.8	264,241	12,444	251,797		
短大卒	22	39.4	276,746	23,021	253,725		
高校卒	29	41.6	276,257	22,719	253,538		
中学卒	-	-	-	-	-		

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く) 2室(係)以上又は構成員7人以上の 部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者, 上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	-	-	-	-	-	
	研究室(係)長	-	-	-	-	-	
	主任研究員	-	-	-	-	-	
	研究員	-	-	-	-	-	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医 療	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	x	x	x	x	x	
	医科長	x	x	x	x	x	
	医師	5	59.4	1,607,180	72,392	1,534,788	
関 係 職 種	歯科医師	x	x	x	x	x	
	薬局長	4	38.8	533,875	103,970	429,905	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	13	34.7	473,795	70,777	403,018	
	診療放射線技師	32	34.2	321,318	55,182	266,136	
	臨床検査技師	18	35.9	294,692	31,498	263,194	
	栄養士	23	33.9	235,527	10,364	225,163	
	理学療法士	72	32.8	311,486	17,871	293,615	
	作業療法士	40	32.4	282,910	9,278	273,632	
	総看護師長	x	x	x	x	x	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人 以上
	看護師長	22	48.5	429,371	36,151	393,220	
看護師	115	31.3	349,597	69,451	280,146		
教 育 関 係 職 種	准看護師	35	48.9	274,562	43,347	231,215	
	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	2	49.5	607,900	0	607,900	
	大学教授	19	56.5	564,552	0	564,552	
	大学准教授	16	46.9	457,309	0	457,309	
	大学講師	11	40.5	414,244	2,972	411,272	
	大学助教	9	38.9	363,722	0	363,722	
	高等学校校長	2	48.5	526,185	0	526,185	
	高等学校教頭	12	54.5	481,500	4,217	477,283	
高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-		
高等学校指導教諭	-	-	-	-	-		
高等学校教諭	129	42.3	364,230	2,814	361,416		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	8	51.5	763,891	76,107	687,784	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	53.2	664,361	262,985	401,376	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	37.3	543,083	218,743	324,340	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	31.4	487,206	204,216	282,990	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	6	54.8	678,784	291,917	386,867	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	8	32.3	457,898	192,632	265,266	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	9	21.9	363,223	156,035	207,188	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	x	x	x	x	x	見習, 外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき, 他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	3	44.6	321,334	28,932	292,402	
	守 衛	7	54.6	501,768	74,386	427,382	
	用 務 員	-	-	-	-	-	

第17表 県内民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	% 44.5	% (42.6)	% (57.4)	% (0.0)	% 55.5
	500人以上	88.8	(36.2)	(63.8)	(0.0)	11.2
	100人以上 500人未満	37.7	(48.2)	(51.8)	(0.0)	62.3
	50人以上 100人未満	3.9	(100.0)	(0.0)	(0.0)	96.1
高校卒	規模計	33.9	(44.2)	(55.8)	(0.0)	66.1
	500人以上	66.7	(48.1)	(51.9)	(0.0)	33.3
	100人以上 500人未満	28.8	(41.8)	(58.2)	(0.0)	71.2
	50人以上 100人未満	3.9	(0.0)	(100.0)	(0.0)	96.1

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第18表 県内民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		88.4%
配偶者に家族手当を支給する		(90.4%)
家族手当制度がない		11.6%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,141円
	配偶者と子1人	17,735円
	配偶者と子2人	22,980円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の扶養手当の現行支給月額は、配偶者、父母等については6,500円、子については1人につき10,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 県内民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を実施していない
	を支給する	を支給しない	
22.6%	(28.7%)	(71.3%)	77.4%

(注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
40.9%	59.1%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第20表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規 模 計	64.1	35.9	64.2	35.8	65.5	34.5
500人以上	53.5	46.5	52.5	47.5	51.0	49.0
100人以上500人未満	68.9	31.1	69.7	30.3	74.1	25.9
50人以上100人未満	67.3	32.7	68.9	31.1	70.2	29.8

第21表 県内民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	72.1%	27.9%	0.0%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 生 計 費 関 係

令和 5 年 4 月の標準生計費算定方法

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食 料 費……………食料
- 住 居 関 係 費……………住居，光熱・水道，家具・家事用品
- 被 服 ・ 履 物 費……………被服及び履物
- 雑 費 I ……………保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽
- 雑 費 II ……………その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）

(2) 費目別，世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別，世帯人員別生計費換算乗数（全国）を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して算出した令和5年4月の全国の費目別標準生計費を、本県の平均4人値と全国平均4人値の比率で調整して算定した。

(参考) 費目別，世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別，世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第22表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 32,530	円 32,810	円 51,660	円 70,510	円 89,360
住居関係費	41,330	43,970	39,950	35,940	31,920
被服・履物費	4,620	3,150	5,090	7,030	8,980
雑費Ⅰ	17,220	17,910	34,300	50,680	67,060
雑費Ⅱ	9,040	10,560	14,690	18,820	22,950
計	104,740	108,400	145,690	182,980	220,270

(注) 標準生計費は，総務省の家計調査を基礎に算出した。

(参考) 費目別，世帯人員別生計費換算乗数(全国)

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.371	0.584	0.797	1.010
住居関係費	0.894	0.812	0.731	0.649
被服・履物費	0.290	0.469	0.648	0.827
雑費Ⅰ	0.178	0.341	0.504	0.667
雑費Ⅱ	0.227	0.315	0.404	0.493

4 労働経済関係

第23表 労働経済指標

項目 年 度 月	①	②	③	④	⑤ き ま っ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)			
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指 数 (調 査 産業計)	有効求人 倍 率 (季 節 調整値)	完 全 失 業 率 (季 節 調整値)	全 国		鹿 児 島 県	
	前年度比・ 前 期 比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)
令和3年度	2.6	△0.4	1.16	2.8	298.2	1.7	242.7	0.4
令和4年度	1.4	△0.3	1.31	2.6	304.5	2.1	245.2	1.0
令和4年4月	1.4	△1.1	1.24	2.6	307.9	2.5	247.3	1.2
5月		△0.9	1.25	2.6	301.2	2.2	241.9	0.7
6月		△0.6	1.27	2.6	304.0	2.3	246.7	2.1
7月	△0.4	△0.6	1.28	2.6	303.7	2.0	239.3	△1.9
8月		△0.5	1.31	2.5	301.9	2.3	242.7	△0.5
9月		△0.4	1.32	2.6	304.0	2.6	245.4	3.2
10月	0.1	△0.5	1.34	2.6	305.3	2.3	243.8	0.6
11月		△0.3	1.35	2.5	305.7	2.6	243.1	1.1
12月		△0.3	1.36	2.5	305.9	2.5	246.6	1.6
令和5年1月	0.7	0.6	1.35	2.4	303.9	1.7	245.7	△0.1
2月		0.6	1.34	2.6	303.5	1.4	248.4	2.5
3月		0.6	1.32	2.8	306.8	1.0	251.0	1.9
4月		0.7	1.32	2.6	310.9	1.0	252.8	2.3
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚 生 労 働 省			

(注) 1 ①は平成27年基準, ②, ⑤, ⑥, ⑨, ⑩, ⑪は令和2年基準である。
 2 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。

項目 年度 年月	⑥ 所定内給与 (調査産業計)				⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		鹿 児 島 県		全 国	鹿 児 島 県	全 国	鹿 児 島 県
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
令和3年度	274.4	1.1	226.8	△0.6	142.5	145.5	11.7	10.6
令和4年度	279.6	1.9	226.0	△0.3	143.5	143.4	12.2	11.3
令和4年4月	281.9	2.2	228.1	△0.2	149.0	148.1	12.9	11.3
5月	277.2	1.9	223.6	△0.8	137.6	139.9	11.7	10.6
6月	280.0	2.1	228.8	0.6	149.6	147.5	12.1	10.8
7月	279.1	1.9	221.3	△3.1	147.0	143.7	12.1	10.9
8月	277.7	2.2	224.9	△1.8	139.1	139.8	11.3	10.6
9月	279.7	2.2	226.3	1.1	144.0	143.1	12.2	11.0
10月	279.9	1.8	225.5	△0.6	144.5	143.0	12.6	10.9
11月	280.0	2.2	224.6	△0.3	146.0	142.9	12.6	10.9
12月	280.1	2.3	227.7	0.1	144.2	143.5	12.6	11.3
令和5年1月	279.5	1.7	223.9	△1.6	135.7	138.5	11.8	11.5
2月	279.1	1.5	227.0	1.2	139.7	141.6	12.0	12.4
3月	281.6	1.0	230.8	1.5	145.8	149.1	12.5	12.8
4月	285.1	1.2	233.4	2.3	148.3	148.6	12.6	12.2
資料出所	厚 生 労 働 省							

項目 年 度 年 月	⑨ 消 費 支 出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑩ 消費者物価指数 (総 合)		⑪ 国内企業 物価指数
	全 国		鹿 児 島 市		全 国	鹿 児 島 市	
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
令和3年度	311.2	2.2	317.8	9.1	0.1	△0.4	7.1
令和4年度	322.8	3.7	298.0	△6.2	3.2	2.6	9.4
令和4年4月	344.1	1.6	283.4	1.1	2.5	1.4	9.9
5月	315.0	△0.9	306.5	8.3	2.5	1.8	9.4
6月	300.5	6.9	253.2	△12.8	2.4	1.8	9.6
7月	317.6	4.9	276.7	△29.1	2.6	2.1	9.3
8月	322.4	9.6	275.6	△2.2	3.0	2.6	9.6
9月	314.0	6.2	298.3	31.9	3.0	2.4	10.3
10月	328.7	5.1	284.7	△12.6	3.7	2.9	9.7
11月	308.1	1.3	337.0	△35.5	3.8	3.2	9.9
12月	353.8	2.8	351.1	16.6	4.0	3.9	10.6
令和5年1月	331.1	5.3	361.9	17.5	4.3	4.1	9.6
2月	298.7	4.7	257.6	△8.8	3.3	3.1	8.3
3月	340.0	△1.1	290.2	△9.9	3.2	2.8	7.4
4月	334.2	△2.9	266.2	△6.1	3.5	3.0	6.0
資料出所	総 務 省						日本銀行

5 人事院の報告及び勧告の概要

令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子



基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要



01 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組



02 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策



03 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組



課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を変えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新卒線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子

I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）

IV 施行日

令和7年4月1日

令和5年 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
 ◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定
 (平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

<p>1 人材の確保への対応</p> <p>潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大</p> <p>① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> 新卒初任給の引上げ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ 最優秀者のボーナスの上限引上げ <p>② 民間人材等の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) 特定任期付職員のボーナス拡充 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給 	<p>2 組織パフォーマンスの向上</p> <p>役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化</p> <p>① 役割や活躍に応じた処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲) <p>② 円滑な配置等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域手当の大きくくり化 新幹線通勤に係る手当額見直し 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大 	<p>3 働き方やライフスタイルの多様化への対応</p> <p>働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当の見直し テレワーク関連手当の新設【本年勧告】 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲) 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)
--	---	---

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討